

岡山県地域防災計画

(風水害等対策編)

新旧対照表

1	23	<p>災活動を促進することで、国、公共機関、県及び市町村、事業者、住民等が一体となって最善の対策を講じていく。</p> <p>また、<u>いっすい たんすい</u> 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、<u>都市的土地利用を誘導しないもの</u>とし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第3章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 県</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>4 指定地方行政機関</p> <p>(略)</p> <p>[中国総合通信局]</p> <p>(略)</p> <p>(5) 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び<u>移動電源車</u>等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請を行う。</p>	<p>を中心に、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、国、公共機関、県及び市町村、事業者、住民等が一体となって最善の対策を講じていく。</p> <p>また、<u>いっすい たんすい</u> 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について<u>都市的土地利用の誘導を検討するに当たっては</u>、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価のほか、<u>その地域の状況や地域でとり得る防災・減災対策を幅広く考慮して総合的に判断すること</u>とし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>第2項 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 県</p> <p><u>(30) 災害廃棄物処理計画の実効性向上を目的とした広域的な技術的支援に関するものを行う。特に、市町村域を越える広域調整の円滑な実施のため、関係部局間で連携し、避難所におけるし尿処理及び仮設トイレの衛生管理並びに災害廃棄物処理に関する指導・助言（訓練機会の提供を含む）を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>4 指定地方行政機関</p> <p>(略)</p> <p>[中国総合通信局]</p> <p>(略)</p> <p>(5) 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び<u>発電機</u>等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請を行う。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災に関する施策の進展を踏まえた修正</p> <p>移動電源車の配備が終了し、発電機の貸与に変更する</p>
---	----	--	---	---

13	16	<p>[中国四国地方環境事務所]</p> <p>(1) 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>6 指定公共機関</p>	<p>[中国四国地方環境事務所]</p> <p>(1) 廃棄物処理施設及び災害により生じた廃棄物 <u>(以下「災害廃棄物」という。)</u> の情報収集及び伝達を行う。</p> <p>(略)</p> <p><u>[中国四国管区行政評価局 (岡山行政監視行政相談センター)]</u></p> <p><u>(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</u></p> <p><u>(2) 被災者への生活支援情報の提供を行う。</u></p> <p><u>(3) 専用電話を備えた相談窓口や特別行政相談所を開設する。</u></p> <p>(略)</p> <p>6 指定公共機関</p>	<p>ため。</p> <p>用語の定義を追記</p> <p>指定地方行政機関の追加に伴う修正</p>
15	9	<p>[<u>西日本電信電話</u>株式会社 (岡山支店)]</p> <p>(略)</p>	<p>[<u>NTT西日本</u>株式会社 (岡山支店)]</p> <p>(略)</p>	<p>社名変更による修正</p>
16	9	<p>[西日本高速道路株式会社 (中国支社)、本州四国連絡高速道路株式会社 (<u>岡山</u>管理センター)]</p> <p>(略)</p> <p>7 指定地方公共機関</p> <p>[社会福祉法人岡山県社会福祉協議会]</p>	<p>[西日本高速道路株式会社 (中国支社)、本州四国連絡高速道路株式会社 (<u>坂出</u>管理センター)]</p> <p>(略)</p> <p>7 指定地方公共機関</p> <p>[社会福祉法人岡山県社会福祉協議会]</p>	<p>組織改編による修正</p>
17	31	<p>(1) 被災地域においてボランティアセンターの支援を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 防災業務施設・設備等の整備</p> <p>(略)</p> <p>第1 気象等観測施設・設備等</p> <p>(資料編)</p>	<p>(1) 被災地域において<u>災害</u>ボランティアセンターの支援を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 防災業務施設・設備等の整備</p> <p>(略)</p> <p>第1項 気象等観測施設・設備等</p> <p>(資料編)</p>	<p>用語の整理</p>
26	15	<p>第5章 防災対策施設・設備等 (整理番号：501<u>(1)～(3)</u>)</p> <p>(略)</p> <p>第2 消防施設・設備等</p>	<p>第5章 防災対策施設・設備等 (整理番号：501)</p> <p>(略)</p> <p>第2項 消防施設・設備・<u>体制</u>等</p>	<p>資料編整理番号の修正</p>

26	21	<p>(略)</p> <p>2 市町村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層、女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。</p> <p>(新設)</p> <p>第3 通信施設・設備等</p> <p>1 災害情報</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>2 市町村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、<u>ドローン等のデジタル技術の活用の加速化</u>、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層、女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、<u>自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携や</u>、地域住民と消防団の交流等を通じた消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。</p> <p><u>4 消防本部は、大規模災害発生時や津波警報下での安全・的確な消防活動の実施のため、県や市町村の防災担当部局等と連携した消防計画の策定等により、津波時の浸水想定等を勘案した消防体制の整備に努める。</u></p> <p>第3項 通信施設・設備等</p> <p>1 災害情報</p> <p>(略)</p>	<p>消防庁防災業務計画の修正に伴う追記</p> <p>消防庁防災業務計画の修正に伴う追記</p>
27	3	<p>また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信網の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた<u>平常時</u>からの連携体制の構築等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持・向上を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第5 救助施設・設備等</p> <p>(略)</p>	<p>また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信網の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた<u>平時</u>からの連携体制の構築等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持・向上を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第5項 救助施設・設備等</p> <p>(略)</p>	<p>用語の整理</p>
28	40	<p>8 指定避難所における貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マット、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器</p>	<p>8 <u>市町村は</u>、指定避難所における貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マット、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインター</p>	<p>主語の追記</p>

	29	<p>等の通信機器等のほか、洋式トイレなど要配慮者にも配慮し、避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。</p> <p>9 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。 (略)</p>	<p>ネット機器等の通信機器等のほか、洋式トイレなど要配慮者にも配慮し、避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。</p> <p>9 <u>市町村は、</u>指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。 (略)</p>	主語の追記
	29	<p>第7 その他の施設・設備等 (略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>第2章 防災業務体制の整備 第1 職員の体制</p>	<p>第7項 その他の施設・設備等 (略)</p> <p><u>3 市町村は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設、指定避難所等における公共井戸の整備等で代替水源の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>4 水道事業者及び下水道管理者は、民間事業者との協定締結などにより、発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努める。また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2節 防災業務体制の整備 第1項 職員の体制</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う追記</p> <p>防災基本計画の修正に伴う追記</p>

30	13	<p>(略)</p> <p>3 各機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、人材育成を体系的に図る仕組みを構築するとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを<u>平常時</u>から構築することに努める。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>第2 情報収集・連絡体制</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>3 各機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、人材育成を体系的に図る仕組みを構築するとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを<u>平時</u>から構築することに努める。</p> <p>(略)</p> <p><u>7 県及び市町村は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。</u></p> <p>第2項 情報収集・連絡体制</p> <p>(略)</p>	<p>用語の整理</p> <p>防災基本計画の修正に伴う追記</p>
30	32	<p>2 効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を推進する。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>	<p>2 効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を推進する。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。</p> <p><u>また、国は災害対応に必要な情報項目を標準化するため、災害対応基本共有情報（EEI）の整備を図り、県、市町村及び指定公共機関は、災害時に災害対応基本共有情報（EEI）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う追記</p>
31	3	<p>5 機動的な情報収集活動を行うため、航空機、無人航空機、車両、船舶など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビ電送システム、航空機運用総合調整システム（FOCS）、沿岸ライブカメラを始めとする固定カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。</p> <p>8 6 衛星通信、電子メール、防災行政無線（戸別受信機を含む。以</p>	<p>5 機動的な情報収集活動を行うため、航空機、無人航空機、車両、船舶など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビ電送システム、航空機運用総合調整システム（FOCS）、沿岸ライブカメラを始めとする固定カメラや<u>高所監視カメラ</u>等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。</p> <p>6 衛星通信、電子メール、防災行政無線（戸別受信機を含む。以</p>	<p>消防庁防災業務計画の修正に伴う追記</p> <p>防災基本計画の修</p>

	<p>下同じ。)等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で<u>停電が発生</u>した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を<u>確保するよう留意</u>する。</p> <p>(略)</p> <p>第3 防災関係機関相互の連携体制</p>	<p>下同じ。)等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で<u>地上回線が途絶</u>した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制の<u>確保を推進</u>する。</p> <p>(略)</p> <p>第3<u>項</u> 防災関係機関相互の連携体制</p>	<p>正に伴う修正</p>
31	<p>32 1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを<u>平常時より</u>十分行うとともに、職員間及び住民個々の防災力の向上を図り、特に、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが正確に伝わらない事態が発生しやすくなる。こうしたことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに<u>平常時</u>から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係をさらに持続的なものにするよう努める。</p> <p>国は、県及び市町村等と協力し、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度により、全国の地方公共団体による被災市町村への応援の円滑な実施に努める。また、県及び市町村は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</p> <p>(新設)</p>	<p>1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを<u>平時から</u>十分行うとともに、職員間及び住民個々の防災力の向上を図り、特に、災害時には状況が刻々と変化していくことや、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが正確に伝わらない事態が発生しやすくなる。こうしたことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに<u>平時</u>から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係をさらに持続的なものにするよう努める。</p> <p>国は、県及び市町村等と協力し、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度により、全国の地方公共団体による被災市町村への応援の円滑な実施に努める。また、県及び市町村は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</p> <p><u>県及び市町村は、国と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や</u></p>	<p>用語の整理</p>
32		<p><u>県及び市町村は、国と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う追記</p>

32	5	<p>災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、<u>平常時</u>から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、<u>協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。</u>民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、県、市町村等は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。</p> <p>(新設)</p> <p>また、県、市町村等は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。</p> <p>(略)</p>	<p><u>災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努める。</u></p> <p>災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、<u>平時</u>から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。<u>県及び市町村は、災害時に公共的団体又は民間の団体との連携を迅速に行うことができるよう、防災会議を構成する関係者等との間で、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し、このような連携に関する基本的な方針を地域防災計画に反映させた上で、当該方針を踏まえて個々の協定の締結など、連携強化を進めるよう努めるものとする。併せて、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。</u>民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、県、市町村等は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。<u>加えて、県は市町村に対して協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するよう努める。</u>また、県、市町村等は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。</p> <p>(略)</p>	<p>用語の整理</p> <p>防災基本計画の修正に伴う追記</p> <p>防災基本計画の修正に伴う追記</p>
----	---	---	--	--

33	7	<p>6 県及び市町村は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>	<p>6 県及び市町村は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、<u>災害</u>廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。</p> <p><u>県及び市町村は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>用語の整理</p> <p>防災基本計画の修正に伴う追記</p>
25	12	<p>各機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。</p> <p>(新設)</p>	<p>12 各機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。</p> <p><u>県は、市町村の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努める。</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う追記</p>
30	13	<p>13 県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所と</p>	<p>13 県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所と</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う追記</p>

		<p>して活用可能な施設等のリスト化に努める。 (新設)</p> <p>(略)</p> <p>39 15 県及び市町村は、市町村の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努めるとともに、消防の応援について、近隣市町村及び県内市町村等と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努める。また、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊の充実強化を図り、実践的な訓練・研修等を通じて人命救助活動等の支援体制の整備に努める。 (新設)</p> <p>(略)</p>	<p>して活用可能な施設等のリスト化に努める。 <u>また、県及び市町村は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>15 県及び市町村は、<u>消防力を維持・強化していくため、自主的な市町村の消防の広域化及び消防事務の一部について連携・協力</u>を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努めるとともに、消防の応援について、近隣市町村及び県内市町村等と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努める。また、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊の充実強化を図り、実践的な訓練・研修等を通じて人命救助活動等の支援体制の整備に努める。<u>加えて、生命又は身体に対する重要な危険が切迫し、位置情報取得が不可欠であると認められる場合、救助の目的のため、携帯電話事業者に対する位置情報要請を積極的に活用するよう努める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う追記</p> <p>消防庁防災業務計画の修正に伴う追記</p> <p>消防庁防災業務計画の修正に伴う追記</p>
34	10	<p>17 県と自衛隊は、各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、<u>平素</u>から連携体制の強化を図る。</p> <p>また、県は、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について自衛隊への派遣要請を行うのか、<u>平常時より</u>その想定を行うとともに、自衛隊に連絡しておく。</p> <p>15 18 県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）、災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）、災害支援ナースの充実強化や</p>	<p>17 県と自衛隊は、各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、<u>平時</u>から連携体制の強化を図る。</p> <p>また、県は、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について自衛隊への派遣要請を行うのか、<u>平時から</u>その想定を行うとともに、自衛隊に連絡しておく。</p> <p>18 県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、<u>災害薬事コーディネーター</u>、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）、災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）、</p>	<p>用語の整理</p> <p>防災基本計画の修正に伴う追記 表現の修正</p>

		<p>実践的な訓練・研修等を通じて、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築を図るなど、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>	<p>災害支援ナースの充実強化や実践的な訓練・研修等を通じて、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築を図るなど、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。</p> <p><u>県は、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）や保健師等チームの構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う追記</p>
34	26	<p>21 市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。</p> <p>市町村は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。</p>	<p>21 市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や<u>不動産鑑定士、行政書士等の士業団体その他の</u>民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。</p> <p>市町村は、効率的な罹災証明書の交付のため、<u>国のクラウド型被災者支援システム等の被災者</u>支援業務を支援するシステムの活用について検討する。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う追記</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
	32	<p>22 県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>22 県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や<u>不動産鑑定士、行政書士等の士業団体その他の</u>民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
35	8	<p>26 県及び市町村は、男女共同参画の視点から、地域防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、<u>平常時</u>及び災害時における男女共同参</p>	<p>26 県及び市町村は、男女共同参画の視点から、地域防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、<u>平時</u>及び災害時における男女共同参画</p>	<p>用語の整理</p>

	35	<p>17 28 画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>28 県及び市町村は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。</p> <p>また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平常時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。</p> <p>(略)</p> <p>27 31 県及び市町村は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。</p> <p>(新設)</p> <p>第4 業務継続体制の確保</p> <p>(略)</p>	<p>担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>28 県及び市町村は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。</p> <p>また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。</p> <p>(略)</p> <p>31 県及び市町村は、平時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。</p> <p><u>32 県及び市町村は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努める。</u></p> <p>第4 項 業務継続体制の確保</p> <p>(略)</p>	<p>用語の整理</p> <p>用語の整理</p> <p>防災基本計画の修正に伴う追記</p> <p>用語の整理</p>
36	14	<p>4 市町村は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第3 章 自然災害予防対策</p> <p>第3 節 土砂災害防止対策</p>	<p>4 市町村は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第3 節 自然災害予防対策</p> <p>第3 項 土砂災害防止対策</p>	<p>用語の整理</p>

40	20	<p>(略)</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)土砂災害警戒区域等の点検</p> <p>県は、市町村と連携して土砂災害警戒区域等を点検調査し、その実態を把握するとともに、災害の未然防止に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 河川防災対策</p> <p>1 方針</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)土砂災害警戒区域等の点検調査・周知等</p> <p>県は、市町村と連携し、必要に応じて土砂災害警戒区域等を点検調査し、その実態を把握するとともに、災害の未然防止に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第4項 河川防災対策</p> <p>1 方針</p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p>
44	8	<p>また、河川改修だけでは限界があるため、<u>住民の避難行動を促すことを目的に水位計の充実など</u>ソフト対策にも努める。</p> <p>(略)</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)被害軽減を図るための措置</p> <p>ア 洪水予報</p> <p>中国地方整備局（岡山河川事務所）は県の求めに応じ、国が指定した洪水予報河川の水位を予測する過程で取得した予測水位情報を都道府県及び気象庁に提供する。</p>	<p>また、河川改修だけでは限界があるため、ソフト対策にも<u>取り組む</u>。</p> <p>(略)</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)被害軽減を図るための措置</p> <p>ア 洪水予報</p> <p>中国地方整備局（岡山河川事務所）は県の求めに応じ、国が指定した洪水予報河川の水位を予測する過程で取得した予測水位情報を都道府県及び気象庁に提供する。</p>	<p>水位計の増設により対策済のため</p>
	26	<p>また、中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県は、それぞれの洪水予報河川について、洪水のおそれがあると認めるときは、岡山地方气象台と共同して洪水予報を発表する。</p> <p>(略)</p>	<p>また、中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県は、それぞれの洪水予報河川について、洪水のおそれがあると認めるときは、岡山地方气象台と共同して洪水予報を発表する。<u>なお、この発表をしたときは、直ちに水防計画書に定める各関係機関、水防管理者、市町村へ通知する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>水防計画書と表現の統一</p>
	33	<p>ウ <u>避難判断水位情報</u></p> <p>(略)</p>	<p>ウ <u>氾濫警戒情報</u></p> <p>(略)</p>	<p>水防計画書と表現の統一</p>
	36	<p>エ <u>洪水特別警戒水位情報</u></p>	<p>エ <u>氾濫危険情報</u></p>	<p>水防計画書と表現</p>

45	3	<p>(略)</p> <p>オ <u>氾濫危険水位情報</u></p> <p>中国地方整備局（岡山河川事務所）及び県は、市町村長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。</p> <p>カ 洪水浸水想定区域の指定、公表等</p> <p>中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県は、洪水予報河川及び水位周知河川等について、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定しうる最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び想定される水深、浸水範囲等を明らかにして公表するとともに、関係市町村の長に通知する。<u>また、県は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法を用いて、市町村等へ浸水想定情報を提供するよう努める。</u></p> <p><u>市町村は、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。</u></p>	<p>(略)</p> <p>オ <u>ホットライン</u></p> <p>中国地方整備局（岡山河川事務所）及び県は、市町村長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市町村長等へ河川の状況等を直接伝える。</p> <p>カ 洪水浸水想定区域の指定、公表等</p> <p>中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県は、洪水予報河川、水位周知河川等並びに住宅等の防護対象のある全ての一級河川及び二級河川について、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定しうる最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び想定される水深、浸水範囲等を明らかにして公表するとともに、関係市町村の長に通知する。また、県は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法を用いて、市町村等へ浸水想定情報を提供するよう努める。</p> <p>市町村は、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。</p>	<p>の統一</p> <p>河川ホットライン 実施要領と表現の統一</p>
46	39	<p>(略)</p> <p>(資料編)</p> <p>第5章 防災対策施設・設備等（整理番号：<u>505</u>）</p> <p>(略)</p> <p>第7節 <u>ため池等農地防災対策</u></p> <p>(略)</p> <p>(資料編)</p>	<p>(略)</p> <p>(資料編)</p> <p>第5章 防災対策施設・設備等（整理番号：<u>501(1)～(3)</u>）</p> <p>(略)</p> <p>第7項 <u>ため池等農地防災対策</u></p> <p>(略)</p> <p>(資料編)</p>	<p>表現の変更</p> <p>全ての河川の洪水浸水想定区域について、指定・公表予定のため</p>
52	2	<p>第4章 防災上重要な箇所（整理番号：405<u>(5)</u>～(8)、408）</p>	<p>第4章 防災上重要な箇所（整理番号：405<u>(2)</u>～(8)、408）</p>	<p>整理番号の見直し</p>

		<p>第8節 都市防災対策 (略)</p> <p>3 実施内容 (略)</p> <p>(3)都市防災対策の推進 (略)</p> <p>エ 宅地造成等の規制 宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生じるおそれ 著しい区域を知事が宅地造成工事規制区域に指定し、必要な規制 を行う。</p> <p>(5)建築物の安全性の確保 (略)</p>	<p>第8項 都市防災対策 (略)</p> <p>3 実施内容 (略)</p> <p>(3)都市防災対策の推進 (略)</p> <p>エ 宅地造成等の規制 宅地造成工事等により、がけ崩れや土砂の流出を生じるおそれ が著しい区域を知事が宅地造成工事規制区域又は特定盛土等規制 区域に指定し、必要な規制を行う。</p> <p>(5)建築物の安全性の確保 (略)</p>	
54	17	<p>イ 空家対策 市町村は、<u>平常時より</u>、災害による被害が予測される空家等の 状況の確認に努める。また、災害時に、適切な管理のなされてい ない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措 置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、 応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行 う。</p> <p>(略)</p>	<p>イ 空家対策 市町村は、<u>平時から</u>、災害による被害が予測される空家等の状 況の確認に努める。また、災害時に、適切な管理のなされていな い空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置 として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応 急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行 う。</p> <p>(略)</p>	<p>法改正による区域 の追加指定に伴う 修正</p> <p>用語の整理</p>
61		<p>第4章 事故災害予防対策 第1節 道路災害予防対策 (略)</p> <p>3 実施内容 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第4節 事故災害予防対策 第1項 道路災害予防対策 (略)</p> <p>3 実施内容 (略)</p> <p><u>オ 道路管理者は、自然災害発生後の道路の障害物の除去（路面変 状の補修や迂回路の整備を含み、また、雪害においては道路の除 雪を含む。）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づ</u></p>	<p>防災基本計画の修 正に伴う追記</p>

	37	<p>(略)</p> <p>(4)情報の収集連絡体制</p> <p>道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、<u>平常時より</u>道路施設等の状況の把握に努めるとともに、情報の収集及び連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第3<u>節</u> 海上災害予防対策</p> <p>(略)</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)関係施設、設備の整備</p> <p>ア 港湾施設</p> <p>中国地方整備局、県は、船舶の大型化、高速化に伴い、大型泊地の確保、航路の拡幅・増深を図るとともに、災害時における緊急物資の海上輸送路を確保するため、けい留施設の整備を行う。また、<u>台風、高潮による災害時に被害を防止するため</u>、防災施設の整備拡充、耐波性能の照査や既存施設の補強を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第4<u>節</u> 大規模な火災予防対策</p> <p>(略)</p>	<p><u>き、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。また、道路管理者は、当該計画を踏まえて、道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について、民間団体等との協定の締結を推進する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(4)情報の収集連絡体制</p> <p>道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、<u>平時から</u>道路施設等の状況の把握に努めるとともに、情報の収集及び連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第3<u>項</u> 海上災害予防対策</p> <p>(略)</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)関係施設、設備の整備</p> <p>ア 港湾施設</p> <p>中国地方整備局、県は、船舶の大型化、高速化に伴い、大型泊地の確保、航路の拡幅・増深を図るとともに、災害時における緊急物資の海上輸送路を確保するため、けい留施設の整備を行う。また、<u>官民全ての関係者が協働して気候変動適応に取り組む「協働防護」により護岸の嵩上げやコンテナの固縛等のハード・ソフト一体での高潮対策等を推進するとともに</u>、防災施設の整備拡充、<u>防波堤等の耐波性能の照査や既存施設の補強</u>を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第4<u>項</u> 大規模な火災予防対策</p> <p>(略)</p>	<p>用語の整理</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
--	----	--	---	------------------------------------

68	39	<p>3 実施内容</p> <p>(4)消火活動関係 (略)</p> <p>イ 県及び市町村は、<u>平常時</u>から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第5<u>節</u> 林野火災 (略)</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)林野火災予防意識の啓発 (略)</p>	<p>3 実施内容</p> <p>(4)消火活動関係 (略)</p> <p>イ 県及び市町村は、<u>平時</u>から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第5<u>項</u> 林野火災の防止対策 (略)</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)林野火災予防意識の啓発 (略)</p>	用語の整理
70	18	<p>イ 広報活動による啓発宣伝</p> <p>県及び市町村等は、林野火災の多発する時期に、山火事予防運動月間等を設定し、航空機、横断幕、立看板、広報紙、ポスター等有効な手段を通じ、県民の林野火災予防意識の啓発に努める。</p> <p>(新設)</p>	<p>イ 広報活動による啓発宣伝</p> <p>県及び市町村等は、林野火災の多発する時期に、山火事予防運動月間等を設定し、航空機、横断幕、立看板、広報紙、ポスター等有効な手段を通じ、県民の林野火災予防意識の啓発に努める。</p> <p><u>また、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることをかんがみ、山火事予防運動等の機会やSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、林野火災に対する県民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等に対する啓発を実施する。なお、啓発に当たっては、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意する。</u></p> <p><u>県及び市町村は、県内の自然条件等についての県民の正しい理解を得るため、林野火災に関する広報資料の作成・周知に努める。</u></p> <p><u>加えて、県及び市町村は、林野火災の未然防止と被害の軽減を</u></p>	防災基本計画の修正に伴う追記

70	22	(2) 警報伝達の徹底 (略) (新設)	<p><u>図るため、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努めるとともに、標識板や立看板、防火水槽、簡易防火用水など防火思想の普及と初期消火のための施設の配備を促進する。</u></p> <p>(2) 警報伝達の徹底 (略)</p> <p><u>ウ 市町村は、火入れの許可申請の徹底やたき火の届出情報の消防本部における把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行う。また、市町村は許可した火入れの情報等を消防機関に共有する。</u></p>	防災基本計画の修正に伴う追記
70	29	(3) 巡視、監視の強化 (略) (新設)	<p>(3) 巡視、監視の強化 (略)</p> <p><u>ウ 県及び市町村は、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行う。</u></p>	防災基本計画の修正に伴う追記
	36	(4) 火入れ指導の徹底 火入れに当たって、市町村は、火入れに関する条例及び市町村火災予防条例等を厳守させ、火災警報等発令時には、火入れを制限し、乾燥注意報、強風注意報等発表時には、自粛を呼びかける。	<p>(4) 火入れ指導の徹底 火入れに当たって、市町村は、<u>少雨や乾燥・強風等の気象状況に応じた林野火災注意報や林野火災警報を的確に発令し、</u>火入れに関する条例及び市町村火災予防条例等を厳守させ、火災警報等発令時には、火入れを制限し、<u>住民等に対する注意喚起、警戒パトロール等も含めた防火指導の強化や火の使用制限の徹底等の対応を行う。また、</u>乾燥注意報、強風注意報等発表時には、自粛を呼びかける。</p>	消防庁防災業務計画の修正に伴う修正
71	1	(5) 森林の防火管理の徹底 (略) (新設) (6) 消防施設の整備	<p>(5) 森林の防火管理の徹底 (略)</p> <p><u>ウ 県及び市町村は、消火活動の円滑な実施のための防火林道や防火性のある樹種の植栽等による防火林帯の整備等に努める。</u></p> <p>(6) 消防施設の整備</p>	防災基本計画の修正に伴う追記

	<p>(略)</p> <p>9 ウ 県及び市町村は、防火線としての役割を持たせるとともに、林野火災の消火活動に資するため、林道を整備する。</p> <p>(略)</p> <p>12 (7)ヘリコプターによる空中消火体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(略)</p> <p>ウ 県及び市町村は、防火線としての役割を持たせるとともに、林野火災の消火活動に資するため、林道を整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(7)ヘリコプターによる空中消火体制の整備</p> <p>(略)</p> <p><u>エ 県は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプター、活動拠点、熱源探査装置を含む資機材等の整備を推進する。</u></p> <p><u>(8)迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</u></p> <p><u>林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等で急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化で延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。このため、消防機関を始めとする県及び市町村は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行う。</u></p> <p><u>(9)林野火災対策推進の体制整備</u></p> <p><u>林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域においては、地域の特性に配慮しつつ、関係市町村による林野火災対策に係る総合的な事業計画の作成・推進について定める。</u></p> <p><u>林野火災の予防活動については、住民、林業関係者等の協力が不可欠であるため、消防及び林野部局を中核とした関係部局や森林管理署、自衛隊、警察、林業関係団体、住民等との連携に努める。</u></p> <p><u>(10)通信手段の確保</u></p>	<p>表現の適正化</p> <p>防災基本計画の修正に伴う追記</p> <p>防災基本計画の修正に伴う追記</p> <p>消防庁防災業務計画の修正に伴う追記</p> <p>防災基本計画の修</p>
--	---	---	--

73	<p><u>1101</u>(13))</p> <p>第6節 高層建築物・地下街等の保安対策 (略)</p> <p>3 実施内容 (略)</p> <p>(2)関係機関等の対策</p> <p>ア 高層建築物・地下街等所有者等 (略)</p> <p>(オ)利用者に対する責任 利用者に対し、<u>平常時</u>から非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の広報に努めるとともに、非常時に利用者が効果的に避難できる情報及びその伝達方法の確立に努め、従業員に対して消防計画等の周知徹底を図り、所要の訓練を行って、特に利用者の避難誘導體制に万全を期する。</p> <p>イ 消防機関（市町村） (略)</p> <p>18 (イ)ガス供給事業者との連携強化 ガス供給事業者との連絡通報体制、出勤体制及び現場における連携体制等の申合せを<u>平常時</u>から実施する。 (略)</p> <p>第6章 防災活動の環境整備</p> <p>第1節 防災訓練 (略)</p> <p>3 実施内容 (略)</p> <p>(1)基礎防災訓練の実施 (略)</p> <p>ウ 避難・救助訓練</p>	<p><u>1100</u>(13))</p> <p>第6項 高層建築物・地下街等の保安対策 (略)</p> <p>3 実施内容 (略)</p> <p>(2)関係機関等の対策</p> <p>ア 高層建築物・地下街等所有者等 (略)</p> <p>(オ)利用者に対する責任 利用者に対し、<u>平時</u>から非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の広報に努めるとともに、非常時に利用者が効果的に避難できる情報及びその伝達方法の確立に努め、従業員に対して消防計画等の周知徹底を図り、所要の訓練を行って、特に利用者の避難誘導體制に万全を期する。</p> <p>イ 消防機関（市町村） (略)</p> <p>(イ)ガス供給事業者との連携強化 ガス供給事業者との連絡通報体制、出勤体制及び現場における連携体制等の申合せを<u>平時</u>から実施する。 (略)</p> <p>第6節 防災活動の環境整備</p> <p>第1項 防災訓練 (略)</p> <p>3 実施内容 (略)</p> <p>(1)基礎防災訓練の実施 (略)</p> <p>ウ 避難・救助訓練</p>	<p>用語の整理</p> <p>用語の整理</p>
----	--	---	---------------------------

84	26	<p>(略)</p> <p>なお、学校、病院、社会福祉施設、工場及び百貨店等多数の人員を収容する施設にあっては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施する。</p> <p>また、高齢者、障害のある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、自主防災組織、地域住民の協力を得ながら、直接的な声かけ等ができるよう、<u>平常時</u>からこれらの者に係る避難体制の整備に努める。特に、土砂災害警戒区域等災害危険地区においては、徹底して訓練を行う。</p> <p>エ 情報収集伝達訓練</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、災害時における迅速かつ的確な情報収集の確保が図られるよう、様々な条件を想定した情報収集伝達訓練を実施する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(略)</p> <p>なお、学校、病院、社会福祉施設、工場及び百貨店等多数の人員を収容する施設にあっては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施する。</p> <p>また、高齢者、障害のある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、自主防災組織、地域住民の協力を得ながら、直接的な声かけ等ができるよう、<u>平時</u>からこれらの者に係る避難体制の整備に努める。特に、土砂災害警戒区域等災害危険地区においては、徹底して訓練を行う。</p> <p>エ 情報収集伝達訓練</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、災害時における迅速かつ的確な情報収集の確保が図られるよう、様々な条件を想定した情報収集伝達訓練を実施する。</p> <p><u>県及び市町村は、災害時に国の新総合防災情報システム（SOBO-WEB）や新物資システム（B-PLo）等に情報が集約されるよう、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努める。</u></p>	用語の整理
87	3	<p>(略)</p> <p>第2節 防災知識の普及</p> <p>1 方針</p> <p>いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要不可欠であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会のさまざまな主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う県民運動を展開し、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定め地域防災力の向上を図る。</p>	<p>(略)</p> <p>第2項 防災知識の普及</p> <p>1 方針</p> <p>いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要不可欠であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会のさまざまな主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う県民運動を展開し、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定め地域防災力の向上を図る。</p>	防災基本計画の修正に伴う追記

		<p>自らの身は自ら守るのが防災の基本であり、県民一人ひとりがその自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、<u>平常時より</u>災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう冷静に行動することが重要であり、災害を最小限度にとどめるためには、直接被害を受ける立場にある県民一人ひとりが日頃から、各種災害についての正しい認識を深め、災害から自らを守るための最小限の知識を備えておくことが必要である。</p> <p>(略)</p>	<p>自らの身は自ら守るのが防災の基本であり、県民一人ひとりがその自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、<u>平時から</u>災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう冷静に行動することが重要であり、災害を最小限度にとどめるためには、直接被害を受ける立場にある県民一人ひとりが日頃から、各種災害についての正しい認識を深め、災害から自らを守るための最小限の知識を備えておくことが必要である。</p> <p>(略)</p>	用語の整理
87	33	<p>防災ボランティアについて、自主性にに基づきその支援力を向上し、県、市町村、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>3 実施内容</p> <p>(略)</p>	<p>防災ボランティアについて、自主性にに基づきその支援力を向上し、県、市町村、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。<u>このため、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、その活動環境の整備を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 実施内容</p> <p>(略)</p>	県地域防災計画（地震・津波災害対策編）との整合
91	14	<p>(3)防災ボランティア活動のための環境整備</p> <p>ア 県は、災害時における専門ボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、岡山県災害救援専門ボランティア登録制度要綱に基づき、災害救援専門ボランティア（災害ボランティア・コーディネーター、介護、手話通訳、要約筆記、外国語通訳・翻訳、建築物応急危険度判定）を<u>平常時</u>から登録し、把握するとともに、専門分野別研修の実施により登録ボランティアの技術向上等を図る。</p>	<p>(3)防災ボランティア活動のための環境整備・<u>連携体制の強化</u></p> <p>ア 県は、災害時における専門ボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、岡山県災害救援専門ボランティア登録制度要綱に基づき、災害救援専門ボランティア（災害ボランティア・コーディネーター、介護、手話通訳、要約筆記、外国語通訳・翻訳、建築物応急危険度判定）を<u>平時</u>から登録し、把握するとともに、専門分野別研修の実施により登録ボランティアの技術向上等を図る。</p> <p>また、県は、災害時に設置する県災害ボランティアセンターに</p>	防災基本計画の修正に伴う追記 用語の整理 用語の整理

		<p>また、県は、災害時に設置する県災害ボランティアセンターについて、<u>平常時より</u>県・市町村社会福祉協議会と連携し、設置に係る事前準備を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>ついて、<u>平時から</u>県・市町村社会福祉協議会と連携し、設置に係る事前準備を行う。</p> <p>(略)</p>	
25	ウ	<p>市町村は、災害発生時に市町村社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、<u>平常時</u>から市町村社会福祉協議会と連携・協働し、設置に係る事前準備を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>ウ 市町村は、災害発生時に市町村社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、<u>平時</u>から市町村社会福祉協議会と連携・協働し、設置に係る事前準備を行う。</p> <p>(略)</p>	用語の整理
91	33	<p>オ 県、市町村、関係機関等は、<u>防災ボランティアに対し</u>、身近な地域において自治体や他の団体との連携、災害時だけでなく<u>平常時</u>の減災のプログラムへの積極的な参画等、身近な地域社会と力を合わせて減災を図る取組を日常的に進めることの重要性を訴える。</p> <p>(略)</p>	<p>オ 県、市町村、関係機関等は、<u>広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び国民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への国民の参加を促進する必要な措置を講ずるものとする。併せて、</u>身近な地域において自治体や他の団体との連携、災害時だけでなく<u>平時</u>の減災のプログラムへの積極的な参画等、身近な地域社会と力を合わせて減災を図る取組を日常的に進めることの重要性を訴える。</p> <p>(略)</p>	防災基本計画の修正に伴う修正
	40	<p>キ 県及び市町村は、災害時（この項では復興期を含む。）の迅速かつ円滑な防災ボランティア活動実施のため、災害中間支援組織、被災者支援に係る関係機関及びNPO・ボランティア等との<u>平常時</u>を含めた連携体制の構築や、防災ボランティア活動に必要な行政情報、被災者ニーズや個人情報などの共有等が適切に図られるよう努める。</p> <p>(新設)</p>	<p>キ 県及び市町村は、災害時（この項では復興期を含む。）の迅速かつ円滑な防災ボランティア活動実施のため、<u>ボランティアの自主性を尊重しつつ</u>、災害中間支援組織、被災者支援に係る関係機関及びNPO・ボランティア等との<u>平時</u>を含めた連携体制の構築や、防災ボランティア活動に必要な行政情報、被災者ニーズや個人情報などの共有等が適切に図られるよう努める。</p> <p><u>また、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図る。</u></p>	用語の整理
92	5	<p>ク 県及び市町村は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、<u>平常時</u>の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時に</p>	<p>ク 県及び市町村は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、<u>平時</u>の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時に</p>	用語の整理

94	24	<p>おける防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p> <p>(新設)</p> <p><u>ケ</u> (略)</p> <p><u>コ</u> (略)</p> <p>第3節 自主防災組織の育成及び消防団の活性化</p> <p>(略)</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 自主防災組織の活動</p> <p>自主防災組織は、減災の考え方や、公助・自助・共助を基本として防災対策を実施するとの考え方を踏まえ、地域の実情に応じた防災計画を策定し、この計画に基づき、<u>平常時</u>、災害時において効果的に防災活動を行うよう努める。</p> <p>ア <u>平常時</u>の活動</p> <p>(略)</p> <p>(2) 自主防災組織の設置促進・育成強化・活動活性化</p>	<p>ける防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p> <p><u>ケ 県及び市町村は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。</u></p> <p><u>コ</u> (略)</p> <p><u>サ</u> (略)</p> <p>第3項 自主防災組織の育成及び消防団の活性化</p> <p>(略)</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 自主防災組織の活動</p> <p>自主防災組織は、減災の考え方や、公助・自助・共助を基本として防災対策を実施するとの考え方を踏まえ、地域の実情に応じた防災計画を策定し、この計画に基づき、<u>平時</u>、災害時において効果的に防災活動を行うよう努める。</p> <p>ア <u>平時</u>の活動</p> <p>(略)</p> <p>(2) 自主防災組織の設置促進・育成強化・活動活性化</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う追記</p> <p>記号の繰り下げ</p> <p>用語の整理</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
95	2	<p>ア 市町村は、住民に対し自主防災組織の必要性を十分周知し、町内会単位を中心とした地域住民による自主防災組織の設置促進・育成強化・活動活性化を推進する。その際、実情に即した組織、活動や女性の参画に配慮し、住民が自発的に参加できる環境づくりに努めるとともに、既に地域にある日常的な活動に防災の視点を取り入れるよう促す。</p>	<p>ア 市町村は、住民に対し自主防災組織の必要性を十分周知し、町内会単位を中心とした地域住民による自主防災組織の設置促進・育成強化・活動活性化を推進し、<u>消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。</u>その際、実情に即した組織、活動や女性の参画に配慮し、住民が自発的に参加できる環境づくりに努めるとともに、既に地域にある日常的な活動に防災の視点を取り入れるよう</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

		<p>(略)</p> <p>10 ウ 市町村は、<u>平常時</u>は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助、救護のための資機材の充実を図る。</p> <p>13 エ 市町村は、地域における消防防災のリーダーとして、<u>平常時・非常時</u>を問わずその地域に密着し、住民の安全と安心を守る役割を担っている消防団員の積極的な指導を得て、自主防災組織の設置・育成・活動活性化を進める。</p> <p>(略)</p> <p>第6<u>節</u> 災害教訓の伝承</p> <p>(略)</p> <p>3 実施内容</p> <p>(略)</p> <p>99 22 イ 住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。県及び市町村は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が自主防災活動として災害教訓を伝承する取組を積極的に支援する。</p> <p>第7<u>章</u> 要配慮者等の安全確保計画</p> <p>100 3 1 方針</p> <p>乳幼児、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、発達障害のある人、難病のある人、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者について、その状況を把握し、それに応じて防災知識の普及を図るとともに、緊急時に備え、要配慮者及びその保護者等との連絡体制、状況の確認方法等の整備・把握に努める。</p>	<p>促す。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 市町村は、<u>平時</u>は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助、救護のための資機材の充実を図る。</p> <p>エ 市町村は、地域における消防防災のリーダーとして、<u>平時・非常時</u>を問わずその地域に密着し、住民の安全と安心を守る役割を担っている消防団員の積極的な指導を得て、自主防災組織の設置・育成・活動活性化を進める。</p> <p>(略)</p> <p>第6<u>項</u> 災害教訓の伝承</p> <p>(略)</p> <p>3 実施内容</p> <p>(略)</p> <p>イ 住民は、<u>語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により</u>、自ら災害教訓の伝承に努める。県及び市町村は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が自主防災活動として災害教訓を伝承する取組を積極的に支援する。</p> <p>第7<u>節</u> 要配慮者等の安全確保計画</p> <p>1 方針</p> <p>乳幼児、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、発達障害のある人、難病のある人、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者について、その状況を把握し、それに応じた防災知識の普及を図るとともに、緊急時に備え、要配慮者及びその保護者等との連絡体制、状況の確認方法、<u>特性に配慮した適切な情報</u></p>	<p>用語の整理</p> <p>防災基本計画の修正に伴う追記</p> <p>消防庁防災業務計画の修正に伴う追記</p>
--	--	--	--	---

		<p>(略)</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 要配慮者等の把握、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等</p> <p>(略)</p> <p>ウ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。</p>	<p><u>提供、避難誘導、避難施設</u>等の整備・把握に努める。</p> <p>(略)</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 要配慮者等の把握、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等</p> <p>(略)</p> <p>ウ 避難行動要支援者及び個別避難計画の作成</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。</p>	
101	8	<p>市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、<u>平常時より</u>避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。災害時に効果的な利用により、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われるよう努める。</p> <p>(略)</p>	<p>市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、<u>平時から</u>避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。災害時に効果的な利用により、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われるよう努める。</p> <p>(略)</p>	用語の整理
	24	<p><u>市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等へのデジタル技術の活用を推進する。</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等へのデジタル技術の活用を推進する。</u></p> <p>(略)</p>	防災基本計画の修正に伴う削除
101	40	<p>市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、<u>平常時</u>から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要</p>	<p>市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、<u>平時</u>から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要</p>	用語の整理

		<p>な配慮をする。</p> <p>(略)</p> <p>(新規)</p>		
102	35	<p>県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努める。</p>	<p>配慮をする。</p> <p>(略)</p> <p><u>県及び市町村は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努める。</u></p> <p>県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会や訓練の実施等の取組を通じた支援に努める。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う追記</p> <p>防災基本計画の修正に伴う追記</p>
102	37	<p>(2)福祉避難所等の確保</p> <p>県は、市町村が行う福祉避難所の確保に協力するものとし、必要な場合は、社会福祉施設等の関係団体と協力協定の締結等を行う。</p> <p>市町村は、<u>平常時</u>から一般の避難所では生活することが困難な障害のある人等の要配慮者の現況把握に努め、全ての対象者の入所が可能となることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握及び福祉避難所の指定を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>(2)福祉避難所等の確保</p> <p>県は、市町村が行う福祉避難所の確保に協力するものとし、必要な場合は、社会福祉施設等の関係団体と協力協定の締結等を行う。</p> <p>市町村は、<u>平時</u>から一般の避難所では生活することが困難な障害のある人等の要配慮者の現況把握に努め、全ての対象者の入所が可能となることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握及び福祉避難所の指定を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>用語の整理</p> <p>用語の整理</p>
103	27	<p>(3)避難行動要支援者の避難誘導體制の整備</p> <p>市町村は、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等との連携の下、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な個別計画の整備に努める。</p> <p>また、市町村は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、<u>平常時より</u>、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、<u>避難支援計画の策定</u>、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。</p>	<p>(3)避難行動要支援者の避難誘導體制の整備</p> <p>市町村は、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等との連携の下、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な個別計画の整備に努める。</p> <p>また、市町村は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、<u>平時から</u>、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、<u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成</u>、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。</p>	<p>用語の整理</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

	<p>(略)</p> <p>第8章 防災対策の整備・推進</p> <p>第1節 防災に関する調査研究の推進</p> <p>1 調査研究体制の確立</p>	<p>(略)</p> <p>第8節 防災対策の整備・推進</p> <p>第1項 防災に関する調査研究及び研究開発の推進</p> <p>1 調査研究及び研究開発の体制の確立</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
106	<p>8</p> <p>(略)</p> <p>これらの防災に関する調査研究は、関係機関の密接な連携の下に、地域の特性や施設の実態等を考慮して実施することにより、地域防災計画の効率的推進を図る。</p> <p>また、<u>平常時</u>から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かす。</p>	<p>(略)</p> <p>これらの防災に関する調査研究は、関係機関の密接な連携の下に、地域の特性や施設の実態等を考慮して実施することにより、地域防災計画の効率的推進を図る。</p> <p>また、<u>平時</u>から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かす。</p>	<p>用語の整理</p>
107	<p>(略)</p> <p>第2節 緊急物資等の確保計画</p> <p>(新設)</p>	<p>(略)</p> <p>第2項 緊急物資等の確保計画</p> <p>1 <u>物資の備蓄</u></p> <p><u>市町村は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴資機材、洗濯資機材、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う追記</p>

107	3	<p><u>1 物資の備蓄・調達</u></p> <p>県及び市町村は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる<u>食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の</u>物資についてあらかじめ<u>備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める</u>。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。</p> <p>(新規)</p> <p>(略)</p> <p><u>2 体制の整備</u></p> <p>県及び市町村は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が<u>平常時</u>のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなど</p>	<p><u>品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。</u></p> <p><u>県は、避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）と市町村で備蓄される量を勘案し不足が懸念される物資や、市町村の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄するよう努めるものとし、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表する。</u></p> <p><u>2 物資の調達・供給活動</u></p> <p>県及び市町村は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる物資についてあらかじめ<u>備蓄するとともに、災害時における調達・輸送体制を整備し、それらの物資の供給のための計画を定めておくよう努める</u>。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。</p> <p><u>また、国の新物資システム（B-PLo）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>3 体制の整備</u></p> <p>県及び市町村は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が<u>平時</u>のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は<u>指定避難場所等</u>の位置を勘案した分散備蓄を行うな</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>番号の繰り下げ 用語の整理</p> <p>防災基本計画の修</p>
-----	---	---	---	--

107	26	<p>の観点に対して配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。なお、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。</p> <p>県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</p> <p>なお、県は、大規模・長期間の停電が発生した場合、官公庁、病院等重要施設における非常用発電機への燃料供給を優先的にを行うため、あらかじめ給油口の形状や発電持続時間、油種等の情報を収集するなど燃料の優先供給体制の整備を図る。</p> <p>県及び市町村は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、県は広域物資輸送拠点を、市町村は地域内輸送拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するとともに、その周知徹底を図る。</p> <p>(略)</p> <p>34</p> <p>40 3 被災地支援に関する知識の普及 (略)</p> <p>109 8 第5節 災害救助基金等の整備</p>	<p>どの観点に対して配慮するとともに、物資拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。なお、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。</p> <p>県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（B-PLo）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</p> <p>なお、県は、大規模・長期間の停電が発生した場合、官公庁、病院等重要施設における非常用発電機への燃料供給を優先的にを行うため、あらかじめ給油口の形状や発電持続時間、油種等の情報を収集するなど燃料の優先供給体制の整備を図る。</p> <p>県及び市町村は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、県は広域物資輸送拠点を、市町村は地域内輸送拠点を速やかに開設するとともに、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等までの輸送体制を確保するとともに、その周知徹底を図る。</p> <p>(略)</p> <p>4 4 被災地支援に関する知識普及 (略)</p> <p>第5項 災害救助基金等の整備</p>	<p>正に伴う修正</p> <p>システム名の変更</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>番号の繰り下げ</p>
-----	----	--	---	--

		<p>災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）第22条の規定により、同法第21条に規定する災害救助に要する費用支弁の財源に充てるため、災害救助基金の積立てを行う。</p> <p>（略）</p> <p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 防災組織・防災体制</p> <p>1 県の防災組織と防災体制</p> <p>（略）</p> <p>(4)非常体制</p> <p>（略）</p>	<p><u>県及び岡山市は</u>、災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）第22条の規定により、同法第21条に規定する災害救助に要する費用支弁の財源に充てるため、災害救助基金の積立てを行う。</p> <p>（略）</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 防災組織・防災体制</p> <p>1 県の防災組織と防災体制</p> <p>（略）</p> <p>(4)非常体制</p> <p>（略）</p>	<p>主語の追記</p>
111	25	<p>カ 関係機関との連絡調整</p> <p>県本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連絡調整等を図る。また、県本部が、災害対策に有益な情報を迅速かつ的確に把握するとともに、情報共有を図るために市町村、警察、消防、その他関係機関と連携できる体制の整備に努める。県本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関並びにNPO・ボランティア等及び各種団体の代表者等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。</p> <p>（略）</p> <p>2 市町村の防災組織</p> <p>（略）</p>	<p>カ 関係機関との連絡調整</p> <p>県本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連絡調整等を図る。また、県本部が、災害対策に有益な情報を迅速かつ的確に把握するとともに、情報共有を図るために市町村、警察、消防、その他関係機関と連携できる体制の整備に努める。県本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、<u>登録被災者援護協力団体</u>並びにNPO・ボランティア等及び各種団体の代表者等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。</p> <p>（略）</p> <p>2 市町村の防災組織</p> <p>（略）</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う追記</p>
112	11	<p>(3)市町村災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、必要に応じ、関係地方行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努める。また、市町村災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関並びにNPO・ボランティア等及び各種</p>	<p>(3)市町村災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、必要に応じ、関係地方行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努める。また、市町村災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、<u>登録被災者援護協力団体</u>並びにN P</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う追記</p>

121	<p>団体の代表者等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。市町村災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>第2章 防災活動</p> <p>(略)</p> <p>第2 通信連絡</p> <p>(略)</p> <p>3 実施内容</p> <p>(略)</p> <p>(3)有線通信途絶時の通信施設の優先利用</p> <p>(略)</p> <p>ア 非常通信</p> <p>(略)</p> <p>(オ) 移動通信機器及び移動電源車の貸与</p> <p>(略)</p> <p>また、通信設備の電源供給が途絶又はそのおそれが生じた場合は、総務省（中国総合通信局）から移動電源車の貸与を受ける。</p> <p>[総務省が所有する災害対策用機器]</p> <table border="1" data-bbox="257 1082 1052 1375"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>貸与条件等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移動無線機 (簡易無線局等)</td> <td>機器貸与：無 償 新規加入料：不 要 基本料・通話料：不 要</td> </tr> <tr> <td>移動電源車</td> <td>車両貸与：無 償 運用経費：必 要</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 情報の収集・伝達</p>	種類	貸与条件等	移動無線機 (簡易無線局等)	機器貸与：無 償 新規加入料：不 要 基本料・通話料：不 要	移動電源車	車両貸与：無 償 運用経費：必 要	<p>○・ボランティア等及び各種団体の代表者等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。市町村災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 防災活動</p> <p>(略)</p> <p>第2項 通信連絡</p> <p>(略)</p> <p>3 実施内容</p> <p>(略)</p> <p>(3)有線通信途絶時の通信施設の優先利用</p> <p>(略)</p> <p>ア 非常通信</p> <p>(略)</p> <p>(オ) 移動通信機器及び発電機等の貸与</p> <p>(略)</p> <p>また、通信設備の電源供給が途絶又はそのおそれが生じた場合は、総務省（中国総合通信局）から発電機等の貸与を受ける。</p> <p>[総務省が所有する災害対策用機器]</p> <table border="1" data-bbox="1108 1082 1904 1375"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>貸与条件等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移動通信機器 (簡易無線局等)</td> <td>機器貸与：無 償 新規加入料：不 要 基本料・通話料：不 要</td> </tr> <tr> <td>発電機等</td> <td>機器貸与：無 償 運用経費：必 要</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3項 情報の収集・伝達</p>	種類	貸与条件等	移動通信機器 (簡易無線局等)	機器貸与：無 償 新規加入料：不 要 基本料・通話料：不 要	発電機等	機器貸与：無 償 運用経費：必 要	<p>移動電源車の配備が終了し、発電機の貸与に変更するため。</p> <p>用語の整理</p>
種類	貸与条件等														
移動無線機 (簡易無線局等)	機器貸与：無 償 新規加入料：不 要 基本料・通話料：不 要														
移動電源車	車両貸与：無 償 運用経費：必 要														
種類	貸与条件等														
移動通信機器 (簡易無線局等)	機器貸与：無 償 新規加入料：不 要 基本料・通話料：不 要														
発電機等	機器貸与：無 償 運用経費：必 要														

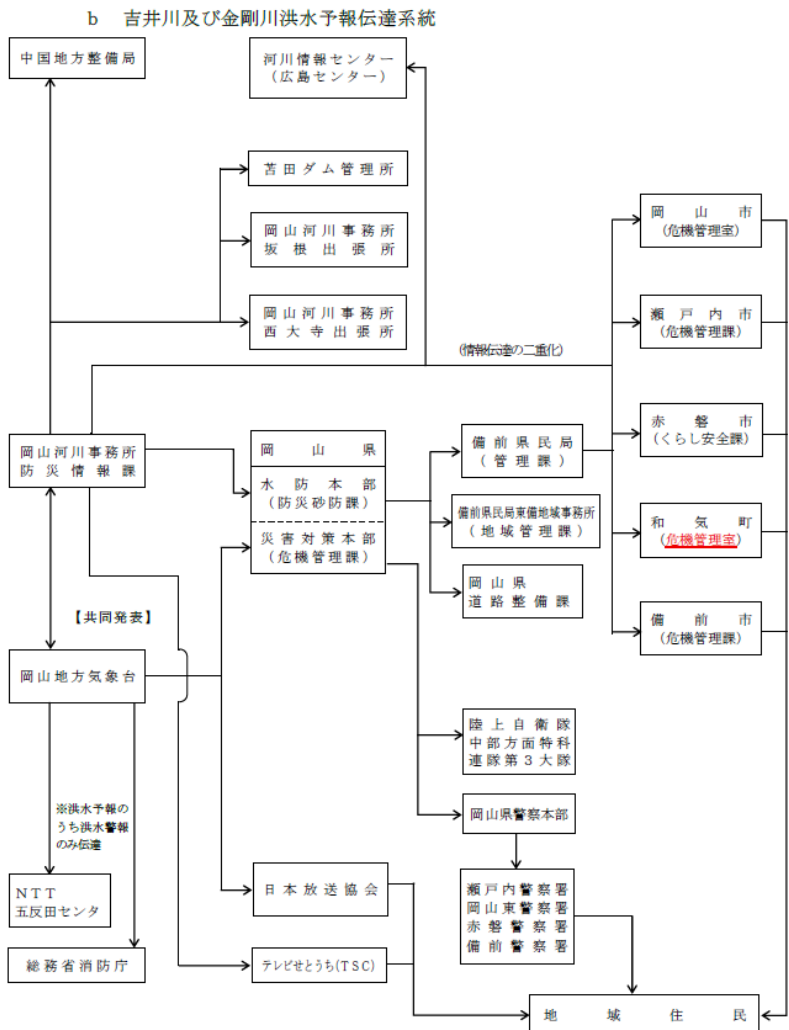
124	22	<p>(略)</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)情報収集</p> <p>(略)</p> <p>イ 大規模な災害が発生した場合には、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無人航空機等による目視、撮影等による情報収集を行う。<u>また、必要に応じ、画像情報を利用して被害規模の把握を行う。</u>県及び市町村は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び政府本部（特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部をいう。以下同じ。）を含む防災関係機関への共有を図る。</p> <p>(2)関係機関への連絡</p> <p>ア (略)</p>	<p>(略)</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)情報収集</p> <p>(略)</p> <p>イ 大規模な災害が発生した場合には、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無人航空機等による目視、撮影等による情報収集を行う<u>とともに、収集した画像情報について、防災IoTシステム等を活用し、</u>被害規模の把握を行う。県及び市町村は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び政府本部（特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部をいう。以下同じ。）を含む防災関係機関への共有を図る。</p> <p>(2)関係機関への連絡</p> <p>ア (略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
124	40	<p>また、県においては、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、特に、市町村が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行い、これらの情報を消防庁に報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。なお、消防庁に報告するに当たっては、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲内で、その第一報を報告する。</p> <p>(略)</p> <p>4 情報の収集・伝達系統</p> <p>(略)</p> <p>(3)気象注意報・警報等の伝達</p> <p>(略)</p>	<p>また、県においては、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、特に、市町村が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行い、これらの情報を消防庁に報告する。また、必要に応じ、<u>国の新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を活用して</u>関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。なお、消防庁に報告するに当たっては、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲内で、その第一報を報告する。</p> <p>(略)</p> <p>4 情報の収集・伝達系統</p> <p>(略)</p> <p>(3)気象注意報・警報等の伝達</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

	<p>ウ 気象注意報・警報等の伝達系統は、次のとおりである。 (略)</p>	<p>ウ 気象注意報・警報等の伝達系統は、次のとおりである。 (略)</p>	
--	--	--	--

(イ) 河川洪水予報の伝達系統

(略)

b 吉井川及び金剛川洪水予報伝達系統

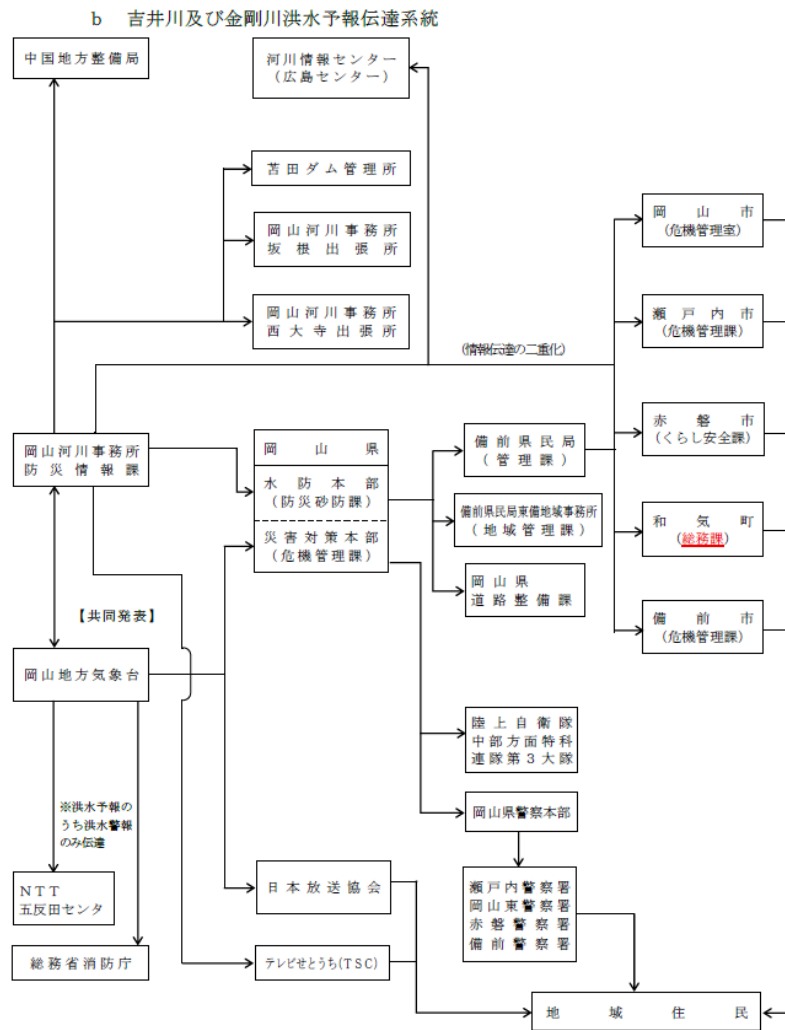


※各機関では、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話、防災無線、広報車等により地域住民に洪水予報をお知らせしている。

(イ) 河川洪水予報の伝達系統

(略)

b 吉井川及び金剛川洪水予報伝達系統



※各機関では、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話、防災無線、広報車等により地域住民に洪水予報をお知らせしている。

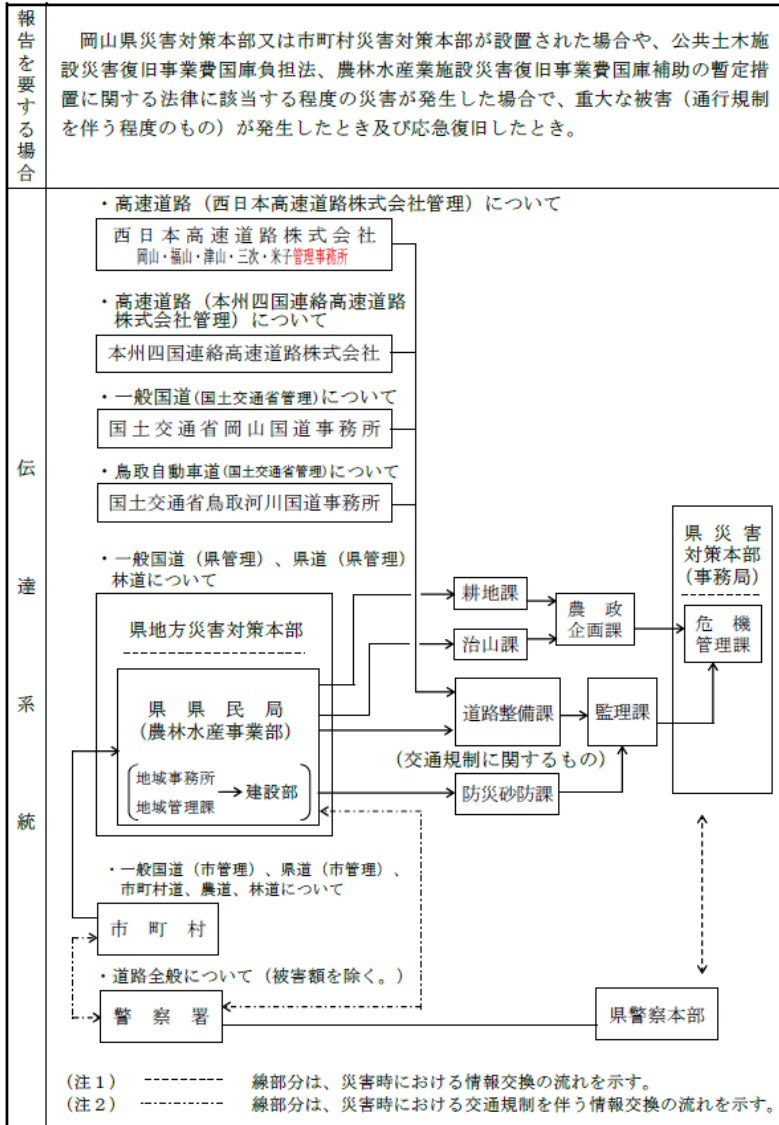
課名変更に伴う修正

(4)重要な災害情報伝達

ア 伝達系統

(略)

(ケ) 道路施設被害

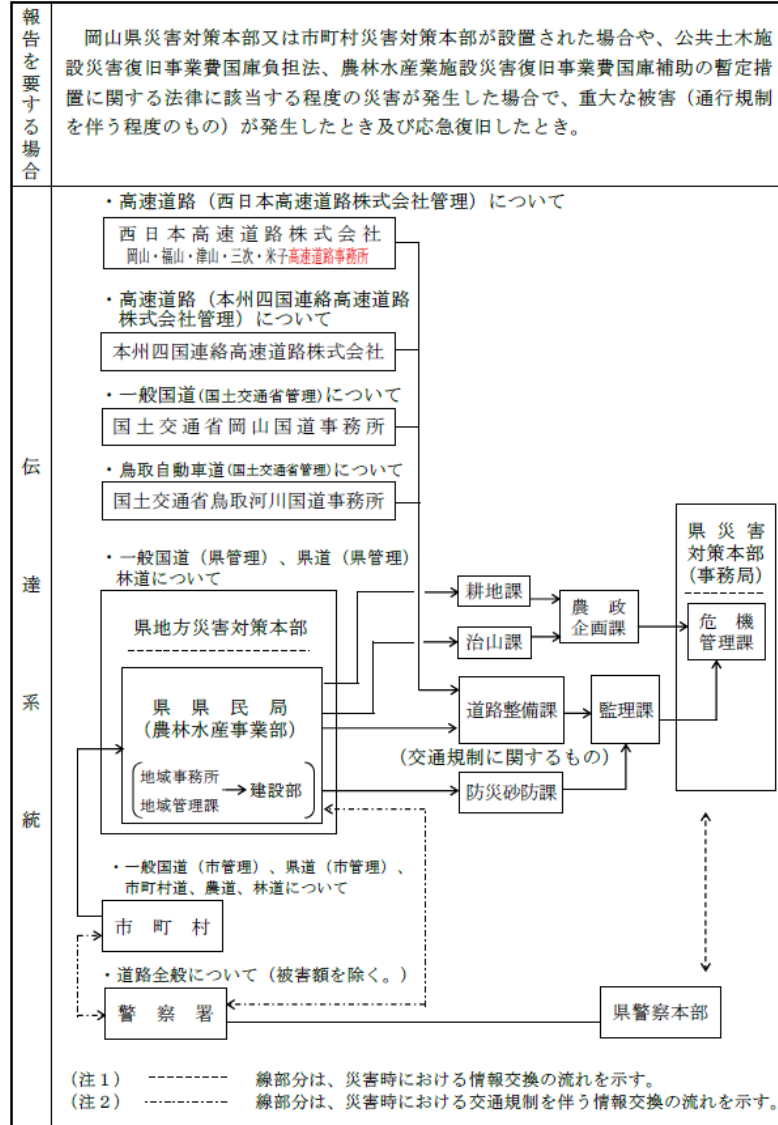


(4)重要な災害情報伝達

ア 伝達系統

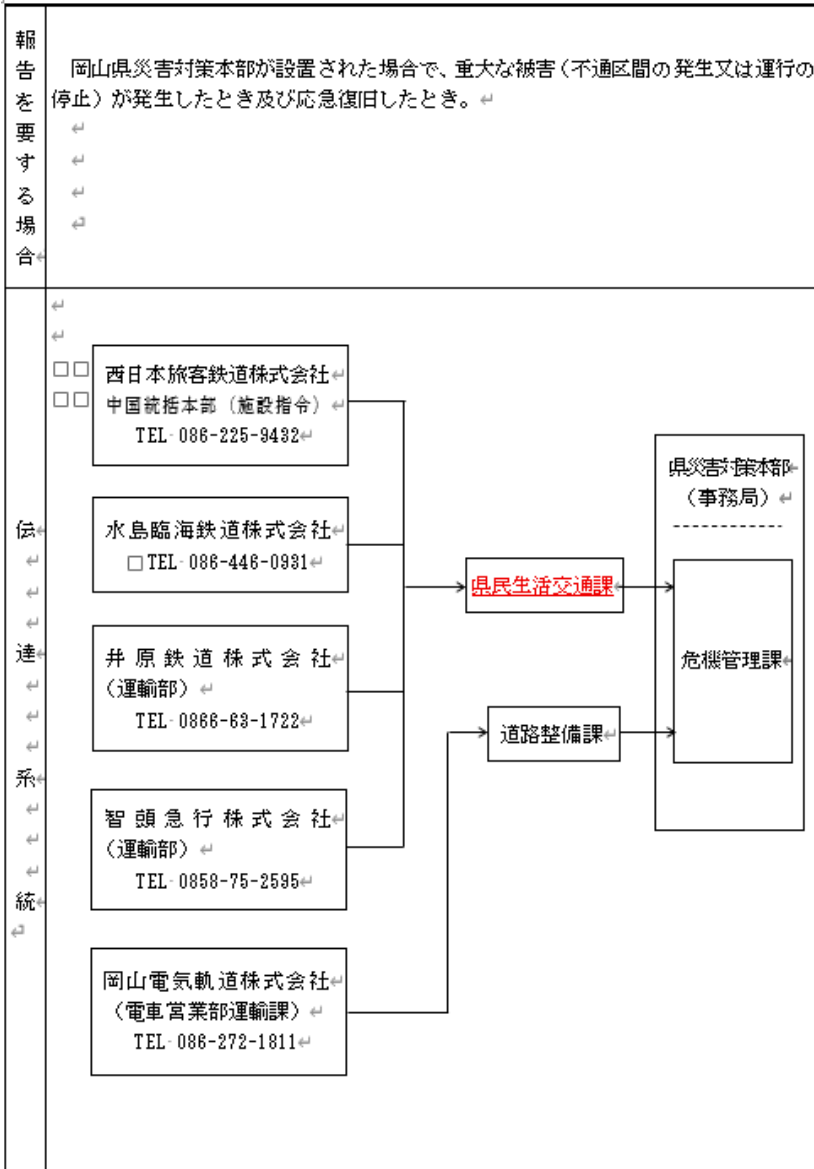
(略)

(ケ) 道路施設被害

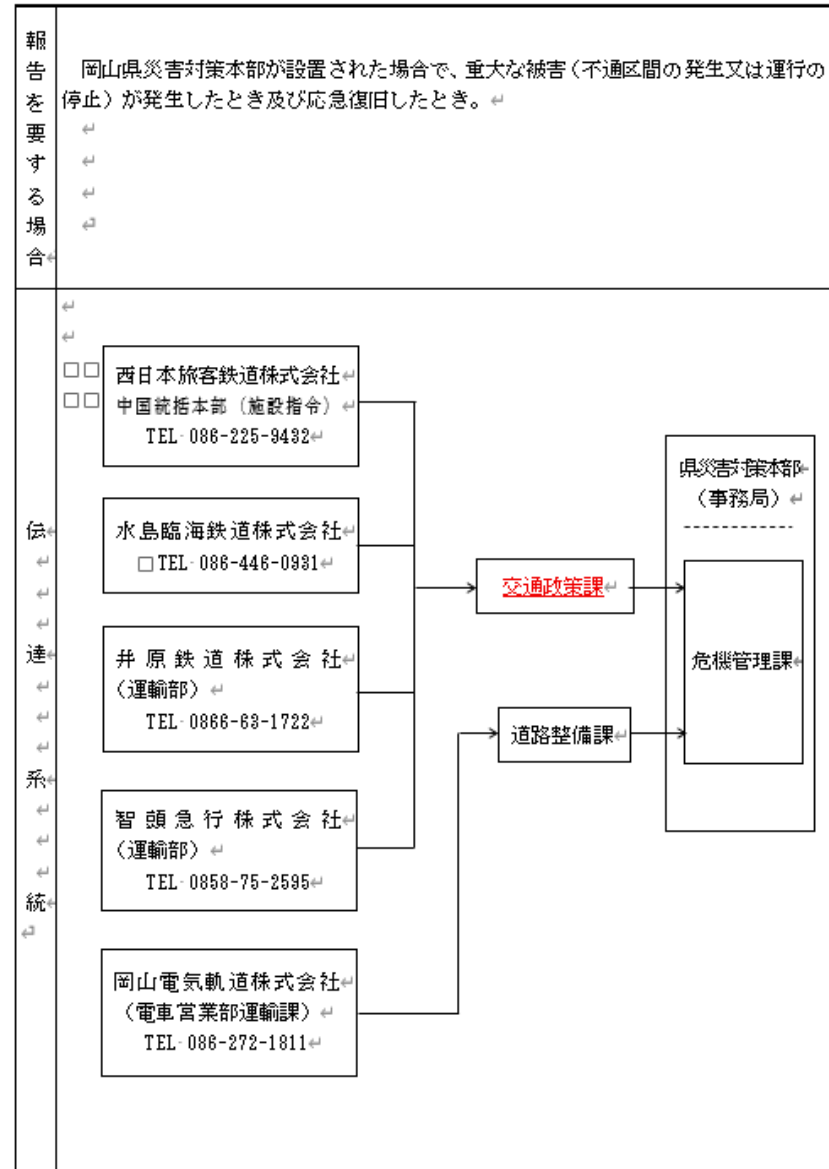


事務所名称の変更
に伴う修正

(コ) 鉄軌道施設被害



(コ) 鉄軌道施設被害



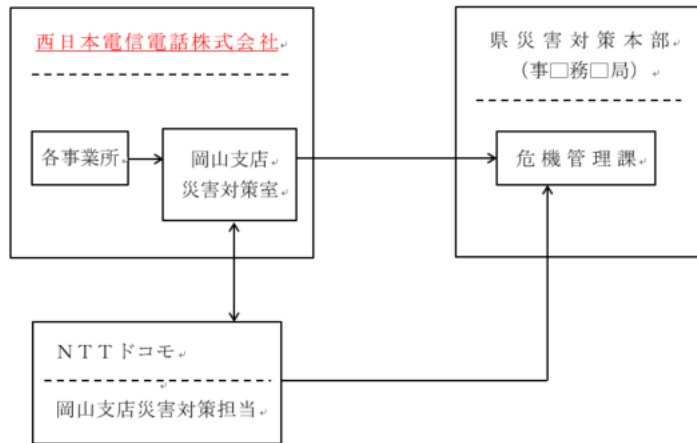
課名変更に伴う修正

(サ) 電信電話施設被害

報告を要する場合

岡山県災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（通話不能区域の発生）が発生したとき及び応急復旧したとき。

伝達系統

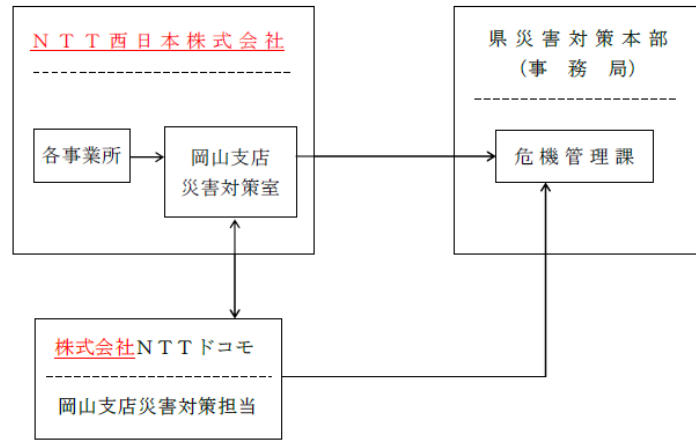


(サ) 電信電話施設被害

報告を要する場合

岡山県災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（通話不能区域の発生）が発生したとき及び応急復旧したとき。

伝達系統



社名変更に伴う修正

様式 1 - 1 (災害発生時)

災 害 発 生 通 報

報告日時	年 月 日	市町村名	電話番号
	時 分	報告者名	

災害名

第 報

災害の概況	発生場所	発生日時		年 月 日	時 分							
被害状況	死者	死 者	人	重傷者	人	住 家	全 壊	棟	世帯	床上浸水	棟	世帯
		死 者	人	軽傷者	人		半 壊	棟	世帯	床下浸水	棟	世帯
	被害状況	一部破損		棟	世帯	非住家	公共建物全壊	棟	その他全壊	棟		
						公共建物半壊	棟	その他半壊	棟			
応 対	災害対策本部の設置状況	設置	年 月 日		時 分							
		解散	年 月 日		時 分							
急 務 状 況	○避難指示等の発令状況											
	種 別：高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保 発令日時：年 月 日 時 分 解除日時：年 月 日 時 分 対象地区等： 対象人員：世帯 人											
そ の 他	○避難所の設置状況 開設避難所名：											
	○対応状況											

様式 1 - 1 (災害発生時)

災 害 発 生 通 報

報告日時	年 月 日	市町村名	電話番号
	時 分	報告者名	

災害名

第 報

災害の概況	発生場所	発生日時		年 月 日	時 分							
被害状況	死者	死 者	人	重傷者	人	住 家	全 壊	棟	世帯	床上浸水	棟	世帯
		死 者	人	軽傷者	人		半 壊	棟	世帯	床下浸水	棟	世帯
	被害状況	一部破損		棟	世帯	非住家	公共建物全壊	棟	その他全壊	棟		
						公共建物半壊	棟	その他半壊	棟			
応 対	災害対策本部の設置状況	設置	年 月 日		時 分							
		解散	年 月 日		時 分							
急 務 状 況	○避難指示等の発令状況											
	種 別：高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保 発令日時：年 月 日 時 分 解除日時：年 月 日 時 分 対象地区等： 対象人員：世帯 人											
そ の 他	○避難所の設置状況 開設避難所名：											
	○対応状況											

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

様式変更に伴う修正

様式7 林野火災被害

第1号様式 (火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他
出火場所	
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (鎮圧日時) (月 日 時 分) (月 日 時 分) 鎮火日時 月 日 時 分
火元の業態・用途	事業所名 (代表者氏名)
出火箇所	出火原因
死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人 死者の生じた理由
建物の概要	構造 延べ面積 m ² 階層 延べ面積 m ²
焼損程度	焼損棟数 } 計 棟 焼損面積 全焼棟 } 半焼棟 } 建物焼損床面積 m ² 部分焼棟 } 建物焼損表面積 m ² ぼや棟 } 林野焼損面積 ha
り災世帯数	世帯 気象状況
消防活動状況	消防本部(署) 台 人 消防団 台 人 その他(消防防災ヘリコプター等) 台・機 人
救急・救助活動状況	
災害対策本部等の設置状況	
その他参考事項	

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

様式7 林野火災被害

第1号様式 (火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 (消防本部)	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他
出火場所	
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (鎮圧日時) (月 日 時 分) (月 日 時 分) 鎮火日時 月 日 時 分
火元の業態・用途	事業所名 (代表者氏名)
出火箇所	出火原因
死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人 死者の生じた理由
建物の概要	構造 延べ面積 m ² 階層 延べ面積 m ²
焼損程度	焼損棟数 } 計 棟 焼損面積 全焼棟 } 建物焼損床面積 m ² 半焼棟 } 建物焼損表面積 m ² 部分焼棟 } 林野焼損面積 ha ぼや棟 }
り災世帯数	世帯 気象状況
消防活動状況	消防本部(署) 台 人 消防団 台 人 その他(消防防災ヘリコプター等) 台・機 人
救急・救助活動状況	
災害対策本部等の設置状況	
その他参考事項	

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

様式変更に伴う修正

178	25	<p>第3章 災害広報及び報道 (略)</p> <p>3 実施内容 (略)</p> <p>(6)災害用伝言ダイヤル等の提供</p> <p><u>西日本電信電話株式会社</u>は、大規模な災害発生時においては、通信設備の被災や輻輳により、通信が著しく困難となることから、被災地への安否確認等について、「災害用伝言ダイヤル (171)・災害用伝言板 (Web171)」の提供を行う。</p> <p>(略)</p> <p>4 応援協力団体 (略)</p>	<p>第3節 災害広報及び報道 (略)</p> <p>3 実施内容 (略)</p> <p>(6)災害用伝言ダイヤル等の提供</p> <p><u>NTT西日本株式会社</u>は、大規模な災害発生時においては、通信設備の被災や輻輳により、通信が著しく困難となることから、被災地への安否確認等について、「災害用伝言ダイヤル (171)・災害用伝言板 (Web171)」の提供を行う。</p> <p>(略)</p> <p>4 応援協力団体 (略)</p>	社名変更に伴う修正
179	5	<p>(3)各機関は、災害時に住民に対し必要な情報を伝達できるよう、<u>平常時</u>から報道機関との関係づくりに努める。</p> <p>第4章 罹災者の救助保護 (略)</p> <p>第2節 避難の指示等及び避難所の設置 (略)</p> <p>3 実施内容 (略)</p> <p>(1)避難の指示等及び報告・通知</p> <p>ア 市町村長（災害対策基本法第60条第1項） (ア) 指示等</p>	<p>(3)各機関は、災害時に住民に対し必要な情報を伝達できるよう、<u>平時</u>から報道機関との関係づくりに努める。</p> <p>第4節 罹災者の救助保護 (略)</p> <p>第2項 避難の指示等及び避難所の設置 (略)</p> <p>3 実施内容 (略)</p> <p>(1)避難の指示等及び報告・通知</p> <p>ア 市町村長（災害対策基本法第60条第1項） (ア) 指示等</p>	用語の整理
184	39	<p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令を行う。避難指示等の発令に当たっては、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切</p>	<p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、<u>気象台や消防機関等の関係機関から情報を収集し</u>、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令を行う。避難指示等の発令に当たっては、必要に応じて気象防災アドバイ</p>	消防庁防災業務計画の修正に伴う修正

191	<p>に判断する。</p> <p>(5)避難誘導及び移送 (略)</p> <p>エ 移送 (略)</p> <p>5 県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。</p> <p>なお、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、平常時から、ヘリコプター離着陸適地のリストアップを実施しておくなどし、災害時、緊急輸送手段としてその活用が有効と考えられる場合には、ヘリコプター等による移送を実施する。</p> <p>(6)指定避難所の設置</p> <p>ア 指定避難所等の指定</p> <p>16 市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>ザ一等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断する。</p> <p>(5)避難誘導及び移送 (略)</p> <p>エ 移送 (略)</p> <p>5 県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。</p> <p>なお、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、平時から、ヘリコプター離着陸適地のリストアップを実施しておくなどし、災害時、緊急輸送手段としてその活用が有効と考えられる場合には、ヘリコプター等による移送を実施する。</p> <p>(6)指定避難所の設置</p> <p>ア 指定避難所等の指定</p> <p>市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>用語の整理</p> <p>用語の整理</p>
-----	---	--	---------------------------

192	14	<p>指定避難所として指定した施設については、その施設の管理者と使用方法等について事前に協議するとともに、2- (1) に掲げる避難の指示の実施責任者（市町村長を除く。）に報告する。</p> <p>指定避難所に指定された施設の管理者は、良好な環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努める。県及び市町村は、感染症対策のため、<u>平常時</u>から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を<u>講じる</u>よう努める。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>指定避難所として指定した施設については、その施設の管理者と使用方法等について事前に協議するとともに、2- (1) に掲げる避難の指示の実施責任者（市町村長を除く。）に報告する。</p> <p>指定避難所に指定された施設の管理者は、良好な環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努める。県及び市町村は、感染症対策のため、<u>平時</u>から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を<u>講ずる</u>よう努める。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。</p> <p>(略)</p>	用語の整理
193	1	<p>イ 指定避難所の施設設備の整備</p> <p>市町村は、指定避難所において貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ、シャワー等の入浴設備など、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。</p> <p>市町村は、<u>指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資</u></p>	<p>イ 指定避難所の施設設備の整備</p> <p>市町村は、指定避難所において貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ、シャワー等の入浴設備など、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。</p> <p>市町村は、<u>指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資</u></p>	防災基本計画の修正に伴う削除

		<p>等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。</p> <p>(略)</p>	
193	27	<p>エ 指定避難所等の開設</p> <p>市町村は、災害時に必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るとともに速やかに県に報告する。市町村は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所に指定された施設の管理者は、市町村と緊密な連絡をとる。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。なお、市町村は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。また、被災による生活環境の悪化に起因した子どもの心身への影響を軽減するため、避難所内又は避難所外に、子どもが安心して生活できる安全な居場所機能を持つスペース又は部屋を設けるよう努める。</p> <p>(略)</p>	<p>エ 指定避難所等の開設</p> <p>市町村は、災害時に必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るとともに、<u>指定避難所については、当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ID</u>を速やかに県に報告する。市町村は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所に指定された施設の管理者は、市町村と緊密な連絡をとる。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。なお、市町村は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。また、被災による生活環境の悪化に起因した子どもの心身への影響を軽減するため、避難所内又は避難所外に、子どもが安心して生活できる安全な居場所機能を持つスペース又は部屋を設けるよう努める。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う追加</p>
194	31	<p>カ 宿泊施設提供事業の実施</p> <p>県と岡山県旅館ホテル生活衛生同業組合（この項において「組</p>	<p>カ 宿泊施設提供事業の実施</p> <p>県と岡山県旅館ホテル生活衛生同業組合（この項において「組</p>	

195	<p>合」という。)は、災害救助法の適用を受ける大規模災害時に、避難所での生活が困難な<u>要援護者</u>（高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等）等の避難場所として、組合の組合員が所有する旅館・ホテル（この項において「宿泊施設」という。）を利用する宿泊施設提供事業を協定に基づき実施する。</p> <p>県は、災害救助法の適用を受ける大規模災害時において、組合に宿泊施設の提供を要請する。市町村に対して宿泊施設提供事業を実施する意思の有無を確認し、事業の実施を希望する市町村に、組合から提供された宿泊施設の情報を提供する。</p> <p>市町村は、県に対して宿泊施設提供事業を実施する意思を明確に提示し、県から宿泊施設の情報提供を受ける。</p> <p>市町村は、県に対して宿泊施設提供事業を実施する意思を明確に提示し、県から宿泊施設の情報提供を受ける。</p> <p>宿泊施設提供事業を実施する市町村は、宿泊施設を利用する<u>要支援者</u>等の選定、宿泊施設との宿泊や食事に関する連絡調整、<u>要支援者</u>等の宿泊施設への移送手段の確保等を行う。また、宿泊施設を利用する被災者が孤立しないよう連絡体制を構築する。</p> <p>(7)指定避難所等の運営管理 (略)</p> <p>36 ク 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、避難所開設当初から状況に応じて、パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。併せて、食事<u>供与の状況</u>、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を<u>講じる</u>。また、避難の長期化等に対応し、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や<u>避難場所</u>の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置</p>	<p>合」という。)は、災害救助法の適用を受ける大規模災害時に、避難所での生活が困難な<u>要配慮者</u>（高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等）等の避難場所として、組合の組合員が所有する旅館・ホテル（この項において「宿泊施設」という。）を利用する宿泊施設提供事業を協定に基づき実施する。</p> <p>県は、災害救助法の適用を受ける大規模災害時において、組合に宿泊施設の提供を要請する。市町村に対して宿泊施設提供事業を実施する意思の有無を確認し、事業の実施を希望する市町村に、組合から提供された宿泊施設の情報を提供する。</p> <p>市町村は、県に対して宿泊施設提供事業を実施する意思を明確に提示し、県から宿泊施設の情報提供を受ける。</p> <p>市町村は、県に対して宿泊施設提供事業を実施する意思を明確に提示し、県から宿泊施設の情報提供を受ける。</p> <p>宿泊施設提供事業を実施する市町村は、宿泊施設を利用する<u>要配慮者</u>等の選定、宿泊施設との宿泊や食事に関する連絡調整、<u>要配慮者</u>等の宿泊施設への移送手段の確保等を行う。また、宿泊施設を利用する被災者が孤立しないよう連絡体制を構築する。</p> <p>(7)指定避難所等の運営管理 (略)</p> <p>ク 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、避難所開設当初から状況に応じて、<u>プライバシー確保のための</u>パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。併せて、<u>栄養バランスのとれた適温の食事</u>を提供できるよう、<u>炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適な</u>トイレの設置状況、<u>し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況</u>等の把握に努め、必要な対策を<u>講ずる</u>。また、避難の長期化等に対応し、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確</p>	<p>用語の整理</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
-----	--	---	------------------------------------

196	<p>を<u>講じる</u>よう努める。</p> <p>(略)</p> <p>シ 指定避難所の運営における意思決定の場への女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、性別や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。</p> <p>22 ス 市町村は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</p> <p>(略)</p>	<p>保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や<u>避難所</u>の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を<u>講ずる</u>よう努める。</p> <p>(略)</p> <p>シ 指定避難所<u>等</u>の運営における意思決定の場への女性<u>や子育て家庭</u>の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等<u>への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努める</u>。特に、男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所<u>等</u>における安全性の確保、<u>キッズスペース(子どもの遊び場)や学習スペースの設置</u>など、性別や子育て家庭、<u>子ども・若者</u>のニーズに配慮した指定避難所<u>等</u>の運営管理に努める。</p> <p>ス 市町村は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
197	<p>ナ 県及び市町村は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</p>	<p>ナ 県及び市町村は、<u>指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う追記</p>

197	35	<p>(8)避難体制の明確化</p> <p>市町村長は、地域の特性、想定被害の種類に応じた具体的な避難計画を策定し、市町村地域防災計画に記載する。</p> <p>とりわけ、避難行動要支援者を速やかに避難誘導させることに配慮し、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、直接的な声かけ等ができるよう、<u>平常時</u>から避難行動要支援者に係る避難誘導體制の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>6 広域一時滞在</p> <p>(略)</p>	<p>(8)避難体制の明確化</p> <p>市町村長は、地域の特性、想定被害の種類に応じた具体的な避難計画を策定し、市町村地域防災計画に記載する。</p> <p>とりわけ、避難行動要支援者を速やかに避難誘導させることに配慮し、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、直接的な声かけ等ができるよう、<u>平時</u>から避難行動要支援者に係る避難誘導體制の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>6 広域一時滞在</p> <p>(略)</p>	用語の整理
199	(新設)	<p>(略)</p> <p>第7 <u>節</u> 医療・助産</p> <p>(略)</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)医療</p> <p>(略)</p>	<p><u>(5)被災市町村は、広域一時滞在受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第7 <u>項</u> 医療・助産</p> <p>(略)</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)医療</p> <p>(略)</p>	防災基本計画の修正に伴う追記
208	29	<p>さらに、災害急性期にDMA T及びDP A Tの<u>出動</u>要請が見込まれる場合等においては、県災害保健医療福祉調整本部の下に、DMA T県調整本部及びDP A T県調整本部を必要に応じて設置し、DMA T及びDP A T活動の調整を行う。</p> <p>県は、DMA Tによる活動と並行して、また、DMA T活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMA T）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDA T）、日本</p>	<p>さらに、災害急性期にDMA T及びDP A Tの<u>派遣</u>要請が見込まれる場合等においては、県災害保健医療福祉調整本部の下に、DMA T県調整本部及びDP A T県調整本部を必要に応じて設置し、DMA T及びDP A T活動の調整を行う。</p> <p>県は、DMA Tによる活動と並行して、また、DMA T活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMA T）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDA T）、日本</p>	表現の修正 防災基本計画の修正に伴う追記

		<p>薬剤師会、日本看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会（J R A T）、日本栄養士会災害支援チーム（J D A - D A T）、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図り、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行う。また、県は、D M A T等及びドクターヘリに関する派遣の調整等により、医療活動の総合調整を行う。その際、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行う。なお、県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>4 応援協力関係</p> <p>(8) 県は、県災害保健医療福祉調整本部及び地域災害保健医療福祉調整本部の体制整備に努めるとともに、災害時に、本部における保健医療福祉活動の総合調整を円滑に行うために必要がある場合は、他の都道府県等に災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の応援派遣を求める。また、被災都道府県等の求めに応じて県からD H E A Tの応援派遣ができるよう、構成員の人材育成等に努める。</p> <p>(新設)</p>	<p>薬剤師会、日本看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会（J R A T）、日本栄養士会災害支援チーム（J D A - D A T）、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図り、その調整に当たり、災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行う。また、県は、D M A T等及びドクターヘリに関する派遣の調整等により、医療活動の総合調整を行う。その際、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行う。なお、県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>4 応援協力関係</p> <p>(8) 県は、県災害保健医療福祉調整本部及び地域災害保健医療福祉調整本部の体制整備に努めるとともに、災害時に、本部における保健医療福祉活動の総合調整や被災者の健康管理を円滑に行うために必要がある場合は、他の都道府県等に災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の応援派遣を求める。また、被災都道府県等の求めに応じて県からD H E A Tや保健師等チームの応援派遣ができるよう、構成員の人材育成等に努める。</p> <p><u>(9) 県は、平時からD M A T等の様々な保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努める。また、県及び市町村は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制（県においては災害時保健医療福祉活動支援システム（D 2 4 H）等のシステムの活用体制を含む。）の整備に努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う追記</p> <p>防災基本計画の修正に伴う追記</p>
--	--	--	--	---

213	3	<p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>第9節 防疫・保健衛生</p> <p>1 方針</p> <p><u>被災地においては、環境衛生条件が悪化し、感染症等の疾病が発生しやすく、これらを防ぐための防疫、保健衛生活動を実施する必要があるので、その方法について定める。</u></p> <p>2 実施責任者</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 実施内容</p> <p>(略)</p>	<p><u>(10)県は、必要に応じ、国に対し、被災地域内の港湾における船舶を活用した医療活動及び傷病者の搬送を要請するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第9項 福祉・防疫・保健衛生</p> <p>1 方針</p> <p><u>避難所等で生活する被災者の健康状態や多様なニーズの把握等のために必要な活動を行うとともに、環境衛生条件が悪化し、感染症等の疾病が発生しやすく、これらを防ぐための福祉、防疫、保健衛生活動を実施する必要があるので、その方法について定める。</u></p> <p>2 実施責任者</p> <p>(略)</p> <p><u>(3)福祉</u></p> <p><u>知事（知事が災害救助法を適用した場合）</u></p> <p><u>市町村長</u></p> <p>3 実施内容</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う追記</p> <p>防災基本計画の修正に伴う追記</p> <p>防災基本計画の修正に伴う追記</p>
214	14	<p>(4)要配慮者への配慮</p> <p>要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を、福祉事業者やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する。</p> <p>県は、避難所の高齢者、障害のある人等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、<u>災害派遣福祉チーム(DWAT)や災害支援ナースを避難所へ派遣する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(7)公衆衛生活動</p> <p>県は、県災害保健医療福祉調整本部及び地域災害保健医療福祉</p>	<p>(4)要配慮者への配慮</p> <p>要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を、福祉事業者やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する。</p> <p>県は、<u>避難所等</u>の高齢者、障害のある人等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害支援ナースを避難所へ派遣する。</p> <p>(略)</p> <p>(7)公衆衛生活動</p> <p>県は、県災害保健医療福祉調整本部及び地域災害保健医療福祉</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p>

	<p>調整本部において、被災市町村の要請等に応じて、岡山県災害時公衆衛生活動要綱に基づく調査班及び保健衛生班を派遣して、被災者の生活環境や要配慮者の状況等を把握し、公衆衛生上の観点から計画的・継続的な支援を実施する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>第10節 廃棄物処理等</p> <p>(略)</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)災害廃棄物処理計画</p> <p>ア 県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対</p>	<p>調整本部において、被災市町村の要請等に応じて、岡山県災害時公衆衛生活動要綱に基づく調査班及び保健衛生班を派遣して、被災者の生活環境や要配慮者の状況等を把握し、公衆衛生上の観点から計画的・継続的な支援を実施する。</p> <p><u>県及び市町村は、被災地、特に避難所等においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。</u></p> <p><u>(8)福 祉</u></p> <p><u>県は、必要に応じ、その地域内における福祉的支援を円滑に行うための総合調整等に努める。他の都道府県が被災している場合、必要に応じ、被災地域内における福祉的支援及びその支援を円滑に行うための総合調整等の支援に努める。</u></p> <p><u>県は、避難所等の高齢者、障害のある人等の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて災害派遣福祉チーム（DWA T）を避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣する。他の都道府県が被災している場合、被災都道府県の要請に基づき、被災都道府県における避難所等の高齢者、障害のある人等の多様なニーズの対応のため、災害派遣福祉チーム（DWA T）の応援派遣を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>第10項 廃棄物処理等</p> <p>(略)</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)災害廃棄物処理計画</p> <p>ア 県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対</p>	<p>正に伴う追記</p> <p>防災基本計画の修正に伴う追記</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
--	--	---	---

216	21	<p>策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。</p> <p>イ 市町村は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適切かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう災害廃棄物処理計画を定め、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を行う場合の体制、周辺の地方公共団体や民間事業者との連携・協力のあり方等について、具体的に示す。</p> <p>(略)</p>	<p>策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場・<u>最終処分場</u>の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力の<u>在</u>り方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。</p> <p>イ 市町村は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適切かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう災害廃棄物処理計画を定め、災害廃棄物の仮置場・<u>最終処分場</u>の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を行う場合の体制、周辺の地方公共団体や民間事業者との連携・協力の<u>在</u>り方等について、具体的に示す。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
217	13	<p>4 応援協力関係</p> <p>(1) 県及び市町村は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、<u>平常時</u>の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。さらに、県及び市町村は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。</p> <p>第11<u>節</u> 住宅の供与、応急修理及び障害物の除去</p> <p>(略)</p>	<p>4 応援協力関係</p> <p>(1) 県及び市町村は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、<u>平時</u>の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。さらに、県及び市町村は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。</p> <p>第11<u>項</u> 住宅の供与、応急修理及び障害物の除去</p> <p>(略)</p>	<p>用語の整理</p>
219	27	<p>3 実施内容</p> <p>(略)</p> <p>(4) 応急仮設住宅の運営管理</p> <p>市町村は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成</p>	<p>3 実施内容</p> <p>(略)</p> <p>(4) 応急仮設住宅の運営管理</p> <p>市町村は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う追記</p>

221	3	<p>及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>第12節 文教災害対策</p> <p>1 方針</p> <p>災害時に、迅速かつ適切な措置をとるため必要な計画を定める。また、応急の教育に関する活動として、仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童生徒等の就学奨励費の再支給等応急の教育に必要な措置を講じる。</p> <p>(新設)</p>	<p>及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性や子ども・若者を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>第12項 文教災害対策</p> <p>1 方針</p> <p>災害時に、迅速かつ適切な措置をとるため必要な計画を定める。また、応急の教育に関する活動として、仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童生徒等の就学奨励費の再支給等応急の教育に必要な措置を講じる。</p> <p><u>児童生徒の学びの継続のために、必要に応じて、被災地学び支援派遣等枠組み（D-E S T）を活用し、学校支援チーム・応援教職員、スクールカウンセラー等を派遣する。</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う追記</p>
226		<p>第6章 交通規制</p> <p>(略)</p> <p>3 実施内容</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第6節 交通規制</p> <p>(略)</p> <p>3 実施内容</p> <p>(略)</p> <p><u>(2)道路啓開</u></p> <p><u>道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国に報告するほか、道路啓開を行い緊急車両の通行の確保に努める。道路啓開について、道路管理者等、県警察、消防機関、自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとるものとする。</u></p> <p>道路管理者等は、民間団体との間の応援協定に基づき、道路啓</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う追記</p>

228	18	<p>(略)</p> <p>第7章 輸送</p> <p>(略)</p> <p>3 実施内容</p> <p>(略)</p> <p>(3)輸送拠点の確保</p> <p>ア 災害発生時の緊急輸送活動のために、多重性や代替性・利便性等を考慮しながら、トラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点及び確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設について把握し、これらを調整することにより、県が開設する広域物資輸送拠点、市町村が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図る。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>開等に必要な人員、資機材等の確保に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>第7節 輸送</p> <p>(略)</p> <p>3 実施内容</p> <p>(略)</p> <p>(3)輸送拠点の確保</p> <p>ア 災害発生時の緊急輸送活動のために、多重性や代替性・利便性等を考慮しながら、トラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点及び確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設について把握し、これらを調整することにより、県が開設する広域物資輸送拠点、市町村が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所等に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図る。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う追記</p>
231	3	<p>(略)</p> <p>第8章 電気・通信サービス・ガス・水道の供給</p> <p>(略)</p> <p>3 通信サービス</p> <p>(1)実施責任者</p> <p>通信事業者 (<u>西日本電信電話株式会社</u>)</p> <p>(略)</p> <p>4 ガス</p> <p>(略)</p> <p>(3)応援協力関係</p> <p>7 ガス事業者は、応急工事の実施が困難な場合又は原料、資機材若しくは要員の確保が必要な場合は、「<u>地震、洪水等非常事態にお</u></p>	<p><u>また、災害時の海上からの円滑な輸送のため、国及び港湾管理者は、港湾の防災拠点機能の確保を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p>第8節 電気・通信サービス・ガス・水道の供給</p> <p>(略)</p> <p>3 通信サービス</p> <p>(1)実施責任者</p> <p>通信事業者 (<u>NTT西日本株式会社</u>)</p> <p>(略)</p> <p>4 ガス</p> <p>(略)</p> <p>(3)応援協力関係</p> <p>ガス事業者は、応急工事の実施が困難な場合又は原料、資機材若しくは要員の確保が必要な場合は、「<u>非常事態における応援要</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う追記</p> <p>社名変更による修正</p>

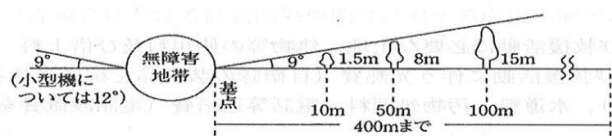
	<p><u>ける救援措置要領</u>」（一般社団法人日本ガス協会）及び「<u>地震・洪水等非常事態における救急措置要綱</u>」（同協会中国部会）に基づき、一般社団法人日本ガス協会に対し応援を要請する。</p> <p>また、要員が不足する場合は県へ応援を要請する。</p> <p>5 水道 (略)</p> <p>(2)実施内容</p> <p>16 ア 応急給水の実施 (新設)</p> <p>(略)</p> <p>7 下水道 (略)</p> <p>(2)実施内容</p> <p>災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>第10章 水防</p>	<p><u>綱</u>」（一般社団法人日本ガス協会）及び「<u>非常事態における応援要綱運用規程</u>」（同協会中国部会）に基づき、一般社団法人日本ガス協会に対し応援を要請する。</p> <p>また、要員が不足する場合は県へ応援を要請する。</p> <p>5 水道 (略)</p> <p>(2)実施内容</p> <p>ア 応急給水の実施</p> <p><u>断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保する。</u>減・断水の状況によっては、臨時給水所を設置し、給水車等により応急給水を実施するとともに、住民に対して給水場所や給水時間等について広報する。</p> <p>イ 災害時における応急工事</p> <p><u>災害発生時において、上水道の構造等を勘案して、速やかに、上水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、下水道管理者と連携し、施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。</u></p> <p>(略)</p> <p>7 下水道 (略)</p> <p>(2)実施内容</p> <p>災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、<u>水道事業者と連携しながら</u>下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>第10節 水防</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う追記</p> <p>防災基本計画の修正に伴う追記</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
--	---	--	---

237	22	<p>(略)</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)水防活動</p> <p>ア 水防管理者（市町村）は、<u>平常時より</u>水防活動の体制整備を行っておくものとする。</p> <p>第13章 事故災害応急対策</p> <p>第3節 海上災害対策</p> <p>(略)</p> <p>4 実施内容</p> <p>(1)風水害時等の応急措置</p> <p>(略)</p> <p>イ 港湾・漁港・航路等施設の応急措置</p> <p>(ア) 港湾・漁港管理者（県・市町村）は、被災した港湾・漁港施設を利用して、海上輸送を行わなければならない場合は、防潮堤等の潮止め工事、航路・泊地のしゅんせつ、岸壁・荷揚場の補強、障害物の除去等の応急工事を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(エ) 海上保安部及び港湾管理者は、相互に連絡を密にし、港湾内における流木等障害物について、その所有者が判明している場合は、当該所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は、<u>標識を設置して危険防止の措置を講じる。</u></p> <p>(略)</p> <p>第6節 林野火災対策</p> <p>(略)</p> <p>3 実施内容</p>	<p>(略)</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)水防活動</p> <p>ア 水防管理者（市町村）は、<u>平時から</u>水防活動の体制整備を行っておくものとする。</p> <p>第13節 事故災害応急対策</p> <p>第3項 海上災害対策</p> <p>(略)</p> <p>4 実施内容</p> <p>(1)風水害時等の応急措置</p> <p>(略)</p> <p>イ 港湾・漁港・航路等施設の応急措置</p> <p>(ア) 港湾・漁港管理者（県・市町村）は、<u>早急に被害状況を把握し、国に対して被害状況を報告するとともに、被災した係留施設等の利用可否判断を速やかに行う。</u>被災した港湾・漁港施設を利用して、海上輸送を行わなければならない場合は、防潮堤等の潮止め工事、航路・泊地のしゅんせつ、岸壁・荷揚場の補強、障害物の除去等の応急工事を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(エ) 海上保安部及び港湾管理者は、相互に連絡を密にし、港湾内における流木等障害物について、その所有者が判明している場合は、当該所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は<u>直ちにこれを安全な場所に除去し、直ちに除去できない場合は標識を設置して危険防止の措置を講じる。</u></p> <p>(略)</p> <p>第6項 林野火災対策</p> <p>(略)</p> <p>3 実施内容</p>	<p>用語の整理</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>第11節流木の防止の記載との整合</p>
-----	----	--	--	--

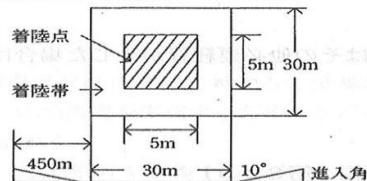
		<p>(1)情報の収集・連絡 (略) (新設)</p> <p>(2)応急活動及び活動体制の確立</p> <p>ア 市町村は、林野火災対応の中核として、すべての指揮と情報を把握するため、現場指揮本部を、また、後方支援に必要な事項を処理するため、後方支援本部を設置する。</p>	<p>(1)情報の収集・連絡 (略)</p> <p><u>ウ 消防機関は、無人航空機等を活用し、夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握する。</u></p> <p>(2)応急活動及び活動体制の確立</p> <p>ア 市町村は、<u>林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、</u>林野火災対応の中核として、全ての指揮と情報を把握するため、現場指揮本部を、また、後方支援に必要な事項を処理するため、後方支援本部を設置し、<u>関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行う。</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う追記</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
		<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(3)消火・避難活動</p> <p>ア 林野火災が発生した場合、市町村は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行う。</p>	<p>(略)</p> <p><u>ウ 消防機関等は、気象条件等で急激に状況が変化するとともに、特に夜間の延焼拡大を阻止するため昼夜を通じて消火活動に従事する必要があるため、早期に長期ローテーションを確立するなど、隊員の疲労管理を行う。</u></p> <p><u>エ 林業関係事業者は、消防機関及び県警察を始めとする地方公共団体との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努める。</u></p> <p>(3)消火・避難活動</p> <p>ア 林野火災が発生した場合、<u>消防機関、市町村等</u>は、速やかに火災の状況を把握し、<u>消防計画、林野火災防御図、飛び火警戒要領等の活用や、地上消火隊及び消防防災航空隊間の連携により、迅速かつ効果的に消火活動を行う。また、活動終期には、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行う。</u></p>	<p>消防庁防災業務計画の修正に伴う追記</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
264	26	<p>イ 市町村は、必要に応じて、自主防災組織等の協力を得て、住民の避難誘導等の活動を行う。</p>	<p>イ 市町村は、必要に応じて、自主防災組織等の協力を得て、住民の避難誘導等の活動を行う。<u>また、林野火災は急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮する。</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う追記</p>

265	<p>(略)</p> <p>32 エ 林野火災が発生した場合には、必要に応じて、ヘリコプター等航空機による状況把握及び空中消火等の活動を行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>4 応援協力関係</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 略</p> <p>(新設)</p>	<p>(略)</p> <p>エ 林野火災が発生した場合には、必要に応じて、ヘリコプター等航空機による状況把握及び空中消火等の活動を行う。<u>ヘリコプターの配備、空中消火用資機材、活動拠点等の整備について定めるとともに、空中消火の積極的な実施を図るためのヘリコプター保有団体との連携、自衛隊への派遣要請及び自衛隊出動時の消防防災ヘリとの活動区域や役割分担について定める。その際、連続的な散水に努める等の消火効率を高める運用を行うことに留意する。</u></p> <p>オ <u>消防機関等は、火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行うものとする。</u></p> <p>カ <u>消防機関等は、消火活動の実施に当たり、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底する。</u></p> <p>(略)</p> <p>4 応援協力関係</p> <p>(3) <u>市町村は、消防防災航空隊及び自衛隊による迅速かつ効果的な空中消火を行うため、ヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行うとともに、地上及び空中の消火活動の連携強化に努める。</u></p> <p>(4) <u>消防機関は、急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報共有するとともに、早期に応援を要請するものとする。</u></p> <p>(5) <u>県内応援部隊の調整を行う代表消防機関は、火災の延焼状況等を把握し、被災市町村の消防機関に対しての応援部隊の派遣に係る調整など支援を行う。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p>	<p>消防庁防災業務計画の修正に伴う追記</p> <p>防災基本計画の修正に伴う追記</p> <p>防災基本計画の修正に伴う追記</p> <p>防災基本計画の修正に伴う追記</p> <p>防災基本計画の修正に伴う追記</p> <p>防災基本計画の修正に伴う追記</p> <p>記号の繰り下げ</p> <p>記号の繰り下げ</p>
-----	--	---	--

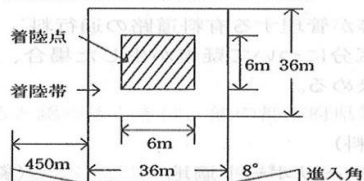
		(新設)	<u>(8) 応援部隊は、水利に限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防水の確保が可能な車両等を活用する。</u>	防災基本計画の修正に伴う追記
		(新設)	<u>(9) 応援部隊は、人員・資機材の搬送に当たって、山間地の悪路・隘路でも走行可能な車両を適切に活用する。</u>	防災基本計画の修正に伴う追記
		(新設)	<u>(10) 応援部隊は、地域の実情に精通した消防団を含む消防機関と情報共有を密にして連携の強化を図る。</u>	
		(新設)	<u>5 復旧及び二次被害の防止活動</u>	
			<u>(1) 県及び市町村は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。</u>	防災基本計画の修正に伴う追記
			<u>(2) 県及び市町村は、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害等の危険箇所の点検等を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行う。また、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。</u>	防災基本計画の修正に伴う追記
266	5	(資料編) 第11章 防災・災害対応に係る要領・マニュアル等（整理番号： <u>1101</u> (13)） (略) 第14章 集団事故災害対策 (略) 3 実施内容 (略) (3) 関係機関の措置 (略)	(資料編) 第11章 防災・災害対応に係る要領・マニュアル等（整理番号： <u>1100</u> (13)） (略) 第14節 集団事故災害対策 (略) 3 実施内容 (略) (3) 関係機関の措置 (略)	整理番号の見直し



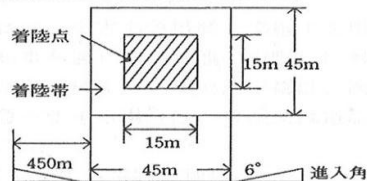
(a) 小型機(OH-6:観測用)の場合



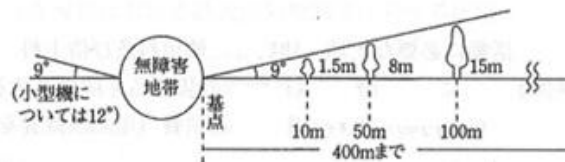
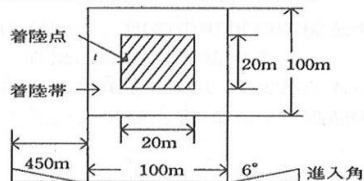
(b) 中型機(UH-1:多用途)の場合



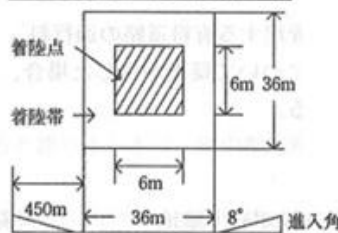
(c) 大型機(V-107:輸送用)の場合



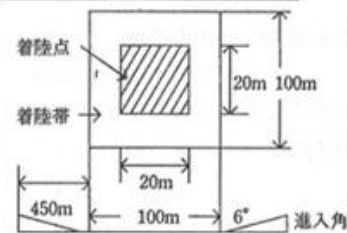
(d) 大型機(CH-47:輸送用)の場合



(a) 中型機(UH-1:多用途)の場合



(b) 大型機(CH-47:輸送用)の場合



第16章 広域応援・雇用

(略)

3 実施内容

(略)

(2) 指定行政機関、指定地方行政機関、他県、市町村等に対する職員の派遣要請

291 13 ア 知事又は県の委員会若しくは委員は、災害応急対策又は災害復旧のため、専門の職員を確保する必要があるときは、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は他の普通地方公共団体の長等に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。

なお、県の委員会又は委員は、あらかじめ知事に協議する。

17 イ 市町村長又は市町村委員会若しくは委員は、災害応急対策又は災害復旧のため、専門の職員を確保する必要があるときは、指定

第16節 広域応援・雇用

(略)

3 実施内容

(略)

(2) 指定行政機関、指定地方行政機関、他県、市町村等に対する職員の派遣要請

ア 知事又は県の委員会若しくは委員は、災害応急対策又は災害復旧のため、専門の職員を確保する必要があるときは、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。

なお、県の委員会又は委員は、あらかじめ知事に協議する。

イ 市町村長又は市町村委員会若しくは委員は、災害応急対策又は災害復旧のため、専門の職員を確保する必要があるときは、指定

現状の運用に合わせた修正

災対法の条文との整合を図る

災対法の条文との整合を図る

291	28	<p>地方行政機関の長又は<u>他の普通地方公共団体の長等</u>に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。</p> <p>なお、市町村の委員会又は委員は、あらかじめ市町村長に協議する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 指定行政機関、指定地方行政機関への応援要請</p> <p>県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し、道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧等について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 医療機関に対する応援要請</p>	<p>地方行政機関の長又は<u>指定公共機関</u>に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。</p> <p>なお、市町村の委員会又は委員は、あらかじめ市町村長に協議する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 指定行政機関、指定地方行政機関への応援要請</p> <p>県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し、道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧等について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</p> <p><u>上記の応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行うものとする。また、指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、県が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし、緊急を要し、上記の応援の要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応援をすることができる。</u></p> <p><u>市町村は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。また、要求ができない場合には、その旨及び市町村の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知する。この場合、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。</u></p> <p>(4) 医療機関に対する応援要請</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う追記</p>
-----	----	---	--	-----------------------

291	35	(略) イ 県は、DMATを保有する関係機関と締結したDMATの <u>出動</u> に関する協定等に基づき、災害急性期の救命医療体制を整備する。 (略) (資料編)	(略) イ 県は、DMATを保有する関係機関と締結したDMATの <u>派遣</u> に関する協定等に基づき、災害急性期の救命医療体制を整備する。 (略) (資料編)	表現の修正
292	37	第11章 防災・災害対応に係る要領・マニュアル等（整理番号： <u>1101</u> (10)～(15)） 第12章 災害時協定等（整理番号：12006、12511、12515、12516）	第11章 防災・災害対応に係る要領・マニュアル等（整理番号： <u>1100</u> (10)～(15)） 第12章 災害時協定等（整理番号：12006、12511、12515、12516、 <u>12520</u> ）	整理番号の見直し 整理番号の見直し
293	3	第17章 ボランティアの受入れ、活動支援計画 1 方針 災害時には、 <u>平常時</u> に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想され、ボランティア活動への期待が高まる。この場合に、ボランティア活動が円滑に行われるよう、県、市町村及び日本赤十字社岡山県支部、県・市町村社会福祉協議会等の関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。ボランティアの受入れに際して、ボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。 (略) 2 実施責任者 (略)	第17節 ボランティアの受入れ、活動支援計画 1 方針 災害時には、 <u>平時</u> に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想され、ボランティア活動への期待が高まる。この場合に、ボランティア活動が円滑に行われるよう、県、市町村及び日本赤十字社岡山県支部、県・市町村社会福祉協議会等の関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。ボランティアの受入れに際して、ボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。 (略) 2 実施責任者 (略)	用語の整理
	29	県域の災害中間支援組織（災害支援ネットワークおかやま）	県域の災害中間支援組織（災害支援ネットワークおかやま/ <u>特定非営利活動法人岡山NPOセンター</u> ）	JVOAD 内で整理されている団体名に

		<p>第4編 災害復旧・復興計画 (略)</p> <p>第2節 被災者等の生活再建等の支援 (略)</p>	<p>第4章 災害復旧・復興計画 (略)</p> <p>第2節 被災者等の生活再建等の支援 (略)</p>	<p>修正</p>
298	30	<p>5 市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を<u>積極的に</u>作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。<u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成へのデジタル技術の活用を推進する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第6節 災害復旧事業に必要な資金及びその他の措置 (略)</p>	<p>5 市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を<u>積極的に</u>作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。<u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成へのデジタル技術の活用を推進する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第6節 災害復旧事業に必要な資金及びその他の措置 (略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う削除表現の修正</p>
305	13	<p>8 県子ども災害見舞金の支給 自然災害により、主に住居の用に供している建物が<u>全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水のいずれか</u>の被害を受けた子どもを養育している者に、県は子ども災害見舞金を支給する。</p> <p>第7節 復旧・復興推進本部 (略) (資料編)</p>	<p>8 県子ども災害見舞金の支給 自然災害により、主に住居の用に供している建物が<u>一定以上</u>の被害を受けた子どもを養育している者に、県は子ども災害見舞金を支給する。</p> <p>第7節 復旧・復興推進本部 (略) (資料編)</p>	<p>用語の整理</p>
306	33	<p>第11章 防災・災害対応に係る要領・マニュアル等（整理番号：<u>1101</u>(16)）</p>	<p>第11章 防災・災害対応に係る要領・マニュアル等（整理番号：<u>1100</u>(16)）</p>	<p>整理番号の見直し</p>